

## 中山城山『校正天文訓』（第一段〜第五段）の訳注と流布本の検討

高橋(前原) あやの

はじめに

泊園書院の創設者である藤澤東暎（一七九五〜一八六五）は讃岐に生まれ、中山城山に儒学を学んだ。師の中山城山（一七六三〜一八三七）は全国的に有名というわけではないが、今でも香川には城山顕彰会があり、「城山まつり」という資料展示会が毎年行われ、その偉業を称えている。著作は多方面に及ぶが、その中に天文暦算に関するものがいくつか存在し、重要性については坂出祥伸氏も指摘している<sup>1)</sup>。本稿ではそのうちの『校正天文訓』について、序跋や城山の注を翻刻したうえで書き下しと注を付し、併せて注に記述される流布本について検討する。紙幅の都合から、本稿では『校正天文訓』の前半部分（第一段〜第五段）のみを取り上げ、後半部分（第六段〜第十二段）については、また城山の経歴や他の天文暦算関係の著作については、稿を改めて論じたい。

『校正天文訓』は、『淮南子』天文訓を城山自身が校正し注を加

えたものである。『校正天文訓』は外題で、内題は『校正天文訓句讀』。一冊、全四十二葉、本文は九行二十字である。

天文訓に注釈を加えたものとして、中国の清・錢塘『淮南天文訓補注』が有名である。錢塘は雍正十三年（一七三五）から乾隆五十五年（一七九〇）の人物で、城山が生きた時代と若干重なる。ほぼ同時期に、日中それぞれで天文訓に関する注釈がまとめられたというのは興味深い。しかし、錢塘の『淮南天文訓補注』は劉文典『淮南鴻烈集解』に付録として採録されるなど広く衆目にさらされたが、一方城山の『校正天文訓』は刊行されず、人々の目に止まることはなかった。それでもなお『校正天文訓』は興味深い特徴を有しているため、ここに翻刻・訳注を公開することとした。

### 一 『校正天文訓』の訳注

底本は桑田明編訳『中山城山現存全集』第二卷（中山城山顕彰

會、一九九四年）に影印される松平公益会所蔵の『校正天文訓』である。序跋については、原文と書き下し、訳者注を記す。本文については、原文は文字の異同があるものの、『淮南子』の他のテキストと同様であるため、代表的なテキストとの校勘のみで書き下しは省略する。校勘に用いたテキストは、正統道藏本（以下、道藏本）、北宋小字本（四部叢刊本。以下、北宋本）、文淵閣四庫全書本（以下、四庫本）、劉文典『淮南鴻烈集解』（以下、集解）である。判別困難な字は■とする。なお、中山城山が付した注は括弧で括り章ごとに番号を付し、書き下しと訳者注を記す。各章・段の末尾にある章や段の説明は原文にはなく、中山城山が付したものであるが、割注にはなっていないため括弧に入れず、番号を付して書き下す。

〔原文〕

注天文訓序

古曰、三百年斗星改憲<sup>(2)</sup>。又曰、千五百二十歲、日月星辰復始<sup>(3)</sup>。夫三百歲、日退四度。是以斗星改所建、五百歲天運小變、三復之大變。是以日月星辰改其舍也。故云、爲國者必貴三五、此之謂也。後來言天道者、不達此數、妄以驗六七十若八九十、推訴之古而云、古者天學未開。是以其術疎矣。何其謬邪。夫五伯之末、史官失其紀。是以及漢有唐都落闕者起、牽強傳〔付〕會而肇其術、從是其後、天學與古隔一鴻溝也。後儒說六經<sup>(7)</sup>、逮其

言天文、則隔鴻溝而言之、隔靴而搔■〔痒〕、是以與經文乖張者不尠矣。予從幼不能不抱恨于此寫、幸有淮南諸儒之存古、依之窺其一斑、而後始得與經文吻合也。大氏〔抵〕後來、所■者、非日食乎。然唐虞之時、日月不食、及太康滅德始有食矣。故孔子曰、古之治天下者、必聖人。、有國、則日月不食、星辰不■。此之謂也。蓋從堯千有餘年、而周幽厲失道。於是天運大變、是古人所視也。故春秋二百有餘年、而三十七食、古人以爲未曾有之變矣。然比之前漢二百餘年而五十三食、爲甚尠矣。比之後漢百九十年而七十二食、又爲益尠矣。又甘石曆五星法、唯熒惑有逆行、而其逆行皆有古兆<sup>(1)</sup>。然後世五星無出不逆行也。夫天運之變較著如是矣。然則古法不更張、不可以施今時、今法不斟酌、不可以訴古時矣。雖然經星之度、氣候之紀、皆聖人所逮、而千古無舍之。言天者、則聖人之智、豈衆人之所能量哉。孔子曰、小人不知天命不畏、狎大人、侮聖人之言。今夫侮聖人之法言之誅者、不畏天命之徒也。何足候儒天道哉。予之持此說尚貴、往、語之人、無人皆涸設後世天學家之言、茅塞不通貫、去年就集丁丑之冬、賜詞 司天監安公臺下、語次及古法天學、謁安公之好學、求曲聞無說、是以注天文訓一篇、且附平生之所見、以薦之 安公之几下、雖古法不更張、不可以行於今日乎。志古者則所不可以不知矣。

文化戊寅春二月中浣

東都城山逸人獨樂齋選

〔書き下し〕

天文訓に注するの序

古に曰く、三百年にして斗星改憲す、と。又た曰く、千五百二十歳にして、日月星辰復た始む、と。夫れ三百歳にして、日退くこと四度。是を以て斗星の建する所を改め、五百歳にして天運小変し、之れを三復して大變す。是を以て日月星辰其の舍を改むるなり。故に、国を為むる者は必ず三五を貴ぶと云うは、此の謂いなり。後來天道を言う者は、此の数に達せず、妄りに六七十若しくは八九十を驗するを以て、之れが古を推訴して云う、古者天学未だ開かれず、と。是を以て其の術疎かなり。何ぞ其れ謬なるや。夫れ五伯の末、史官其の紀を失う。是を以て漢に及びて唐都の落（下）閑なる者の起こる有り、牽強伝〔付〕会にして其の術を肇め、是れより其の後、天の学は古えと一鴻溝を隔つなり。後儒六経を説き、其の天文を言うに逮べば、則ち鴻溝を隔てて之れを言い、靴を隔てて痒きを搔き、是を以て経文と乖張する者尠ならず。予幼きより此に恨みを抱かざる能わず、幸いに淮南・諸儒の古えより存する有り、之れに依りて其の一斑を窺い、而る後に始めて経文と吻合するを得るなり。大氏〔抵〕後來、■する所は日食に非ざるか。然れども唐虞の時、日月食せず、太康の徳を滅するに及びて始めて食有り。故に孔子曰く、古えの天下を治むる者は、必ず聖人なり。聖人国を有たば、則ち日月食せず、星辰孛せずとは、此の謂いなり。

蓋し堯より千有余年にして、周の幽・厲、道を失う。是に於いて天運大變す。是れ古人の視る所なり。故に春秋は二百有余年にして、三十七食あり、古人以為えらく未曾有の変なりと。然れども之れに比べ前漢は二百余年にして五十三食は甚だ尠なしと為す。之れを後漢と比ぶるに百九十年にして七十二食なるは、又た益ます尠なし。又た甘石曆の五星の法は、唯だ熒惑のみ逆行有り。而して其れ逆行は皆な古えの兆有り。然れども後世の五星は出づるとして逆行せざる無きなり。夫れ天運の変の較や著らかなることは是くの如し。然らば則ち古えの法更に張らざれば、以て今の時に施すべからず、今法は斟酌せざれば、以て古えの時に訴うるべからず。然りと雖も経星の度、氣候の紀は、皆な聖人の逮ぶ所にして、千古も之れを舍つること無し。天を言う者は、則ち聖人の智にして、豈に衆人の能く量る所ならんや。孔子曰く、小人は天命を知らずして畏れず、大人に狎れ、聖人の言を侮る、と。今夫れ聖人の法言を侮るの誅は、天命を畏れざるの徒なり。何ぞ儒の天道を候うに足らんや。予の此の説を持すること尚貴にして、往、にして之れを人に語るに、人皆な後世の天学家の言に溷設し、茅塞して通貫せず。去年就集丁丑の冬、謁を司天監の安公台下に賜わり、語り次いで古法の天学に及ぶ。安公の学を好むに謁し、曲聞を求むるも説無し。是を以て天文訓一篇に注し、且つ平生の所見を附して、以て之れを安公の几下に薦む。古法更張せずと雖も、以て今日に行う

べからざるか。古きを志す者は則ち以て知らざるべからざる所なり。

文化戊寅春二月中浣 東都城山逸人独楽斎選

〔原文〕

校正天文訓句讀

扶桑國 滕鷹伯鷹<sup>13</sup> 著

門人 滕甫元發<sup>14</sup> 校

天地「未形、馮々（①與■通。補尤切、音彪。水聲、又水流兒。詩云、彪池北流。翼々（②遊氣飛揚兒。或作翊、義同。）洞々<sup>15</sup>。

（③徒紅切、音同。玄洞鴻洞、與同通。）故曰大昭。（④昭明也。是列子所言大初、而氣之始也。）道始于虛霏、（⑤道者、天地之道也。易所言、一陰一陽之謂道是也。虛霏者、雲氣消散、天地

開朗之狀也。是列子所言太易者、未見氣也。是也蓋天地之始。開朗而次生氣、是所言混淪也。次生形、是一陰一陽也。次品物

之性質具、而有善與惡、是道也。）虛霏生宇宙、（⑥說文<sup>19</sup>云、天地四方曰宇、舟輿所極覆曰宙。今按、總天地之廣大之名。）宇宙

生氣、（⑦謂元氣。）氣有洪垠<sup>16</sup>。（⑧流布本、洪作漢誤矣。洪垠大界也。氣之界則清濁輕重濃淡。）清揚<sup>17</sup>者、（⑨流布本、揚作

陽、誤矣。）薄靡而爲天（⑩靡散也。）重濁者凝滯<sup>18</sup>而爲地、清

揚<sup>19</sup>之合搏<sup>20</sup>易、（⑪流布本、揚作妙、誤矣。搏捏聚也。）重濁之

凝竭難、（⑫竭涸也。）故天先成、而地後定。

⑬右一章、紀天地之所以成也。

〔校勘〕

一 「地」、北宋本、四庫本、集解は「墜」に、道藏本は「墜」に作る。墜は地の籀文。

二 「洞々」の後、道藏本、北宋本、四庫本、集解には「瀾瀾」の字有り。

三 「洪垠」、道藏本、北宋本、四庫本は「漢垠」に、集解は「涯垠」にそれぞれ作る。

四 「揚」、道藏本、北宋本、四庫本、集解は「陽」に作る。

五 「凝滯」、北宋本は「滯凝」に作る。

六 「揚」、道藏本、北宋本、四庫本、集解は「妙」に作る。

七 「搏」、道藏本、北宋本、四庫本、集解は「專」に作る。

〔書き下し〕  
① ■と通ず。補尤の切、音は彪。水の声、又た水流の貌。『詩』に云う、「彪池は北に流る」と。

② 遊氣飛揚の貌。或いは翊<sup>21</sup>に作るも、義同じ。  
③ 徒紅の切、音は同。玄洞鴻洞は、同と通ず。  
④ 昭は明なり。是れ『列子』に言う所の大初にして、氣の始めなり。

⑤ 道は、天地の道なり。『易』に言う所の「一陰一陽を之れ道と謂う」は是れなり。虚霏は、雲氣消散し、天地開朗するの状なり。是れ『列子』に言う所の太易なる者にして、未だ氣を見わざざるなり。是れや蓋し天地の始めなり。開朗して次いで氣を生ず、是れ言う所の混淪なり。次いで形を生ず、是れ一陰一陽なり。次いで品物の性質具わりて、善と悪と有り、是れ道なり。

⑥ 『説文』に云う、「天地四方を宇と曰い、舟輿の極り覆う所を宙と曰う」と。今按ずるに、天地の廣大を総ぶるの名なり。

⑦ 元氣を謂う。

⑧ 流布本、洪を漢に作るは誤れり。洪垠は大界なり。氣の界は則ち清濁軽重濃淡なり。

⑨ 流布本、揚を陽に作るは、誤れり。

⑩ 靡は散るなり。

⑪ 流布本、揚を妙に作るは、誤れり。搏は捏ね聚むるなり。

⑫ 竭は涸るなり。

⑬ 右一章、天地の成る所以を紀すなり。

〔原文〕

天地之襲精爲陰陽、(①陰陽、即天地襲合之精氣也。)陰陽之專精爲四時、(②陰陽消長之純氣、爲四時。)四時之散精爲萬物。

(③萬物、即四時之散氣也。)積陽之熱氣生水、(④火即陽之精。)火氣之精者爲日。(⑤日即純陽之氣也。)水氣之精者爲月。(⑥月即純陰之氣也。)日月之淫爲精者爲星辰。(⑦淫溢也。水火精粹之餘氣散溢、而爲星辰。)天受日月星辰、(⑧以類聚。)地受水潦塵埃。(⑨以群分。)

⑩ 右第二章、紀萬物之所以生。

〔校勘〕

一 「日」の後、道藏本、北宋本には「積陰之寒氣者爲水」、四庫本、集解には「積陰之寒氣爲水」とあり。

〔書き下し〕

① 陰陽は、即ち天地襲合の精氣なり。

② 陰陽消長の純氣、四時と爲る。

③ 万物は、即ち四時の散氣なり。

④ 火は即ち陽の精。

⑤ 日は即ち純陽の氣なり。

⑥ 月は即ち純陰の氣なり。

⑦ 淫は溢るるなり。水火精粹の余氣散溢して、星辰と爲る。

⑧ 類を以て聚まる。

⑨ 群を以て分かつ。

⑩ 右第二章、万物の生ずる所以を紀す。

〔原文〕

昔者、共工與顓頊爭爲帝、(①共工諸侯名。顓頊帝王名。)怒而觸不周之山、(②西北之山、蓋極大而人之所不能周回、故曰不周也。地形訓云、禹乃使大章、步自東極、至于西極、二億三萬三千五百里七十五步。崑崙之丘、或上倍之、是謂涼風之山、登之而不死。或上倍之、是謂縣圃、登之乃靈能使風雨。或上倍之、爲維上天、登之乃神、是謂大帝之居。扶木在陽門。日之所曠。建木在都廣。衆帝所自上下、日中無景、呼而無響。蓋天之中也。又云、九州之外有八寅。八寅之外有八紘。八紘之外有八極。東北曰方土之山。東方曰東極之山。東南曰波母之山。南方曰南極之山。西南曰編駒之山。西方曰西極之山。西北曰不周之山。北方曰北極之山。今按、維上天即所言中極、而八極即所言天柱是也。又按、日中無景句謬矣。日中無景者則日下也、非天中矣。或立而無景之誤也。)天柱折、(③不周山崩、故曰天柱折。)地維絕。(④八紘之一絕、故曰地維絕。)天傾西北、(⑤西北之柱折、故曰傾西北。)故日月星辰移焉。(⑥所以日月星辰流西北也。)地不滿東南、故水潦塵埃歸焉。(⑦東南之地陷沒、故水潦歸之。)

⑧右第三章、紀日月水潦之所以歸也。

⑨以上第一段。

〔校勘〕

なし

〔書き下し〕

① 共工は諸侯の名なり。顓頊は帝王の名なり。

② 西北の山は、蓋し極大にして人の周回する能わざる所なり。故に不周と曰うなり。地形訓に云う、「禹は乃ち大章をして、歩むこと東極より西極に至らしむるに、二億三萬三千五百里七十五歩なり。崑崙の丘、或いは上りて之れに倍すれば、是れを涼風の山と謂い、之れに登りて死せず。或いは上りて之れに倍すれば、是れを県圃と謂い、之れに登れば乃ち靈、能く風雨を使う。或いは上りて之れに倍すれば、維上の天と爲し、之れに登れば乃ち神にして、是れを大帝の居と謂う。扶木は陽門に在り。日の曠す所なり。建木は都広に在り。衆帝の自りて上下する所、日中に景無く、呼べども響くこと無し。蓋し天の中なり」と。又た云う、「九州の外に八寅有り。八寅の外に八紘有り。八紘の外に八極有り。東北を方土の山と曰う。東方を東極の山と曰う。東南を波母の山と曰う。南方を南極の山と曰う。西南を編駒の山と曰う。西方を西極の山と曰う。西北を不周の山と曰う。北方を北極の山と曰う」と。今按ずるに、維上の天は即ち言う所の中極にして、八極は即ち言うところの天柱是れなり。又按ずるに、日中に景無し句は謬なり。日中に景無きは則ち日の下なり、天の中に非ず。或いは立てども景無し句の誤りなり。

- ③ 不周山崩る、故に天柱折ると曰う。
- ④ 八紘の一絶つ、故に地維絶ゆと曰う。
- ⑤ 西北の柱折る、故に西北に傾くと曰う。
- ⑥ 日月星辰、西北に流るる所以なり。
- ⑦ 東南の地陥没す、故に水潦之れに帰す。
- ⑧ 右第三章、日月水潦の帰する所以を紀すなり。
- ⑨ 以上第一段。

〔原文〕

天道曰圓<sup>二</sup>、地道曰方。方者主幽、(①幽暗也。)圓<sup>一</sup>者主明。(②明光也。)明者吐氣者也、(③光氣外見、故曰吐氣。)是故火曰外景。(④景氣在外。)幽者含氣者也、(⑤光氣不外見、故曰含氣。)是故水曰内景。(⑥景氣在内。)吐氣者施、(⑦言日月之照萬物也。)含氣者化、(⑧言水潦之潤萬物也。)是故陽施陰化、(⑨言春陽至而地氣墳起、萬物化生也。)天之偏氣怒者爲風、(⑩風萌也。發動萬物令萌芽之名。)地<sup>二</sup>之含氣和者爲雲<sup>三</sup>。(⑪流布本雲作雨、誤也。雨非地氣矣。下文云、陽氣勝則散而爲雨露。)陰陽相薄、(⑫薄與迫通。)感而爲雷、(⑬感動也。)激而爲霆、(⑭激者相擊之言。)亂而爲霧、(⑮亂者不應之言也。說文云、地氣發而天不應爲霧。)陽氣勝則散而爲雨露、(⑯陰陽相迫、陽氣勝則爲雨露、陰氣勝則爲霜。露者、雨之小也。太〔大〕戴禮云、天地之氣、和則雨、春秋元命包云、陰陽和爲雨、是也。以此而上

文雲作雨之誤可知也。)陰氣勝、則凝而爲霜雪。(⑰水凝爲氷之理。)

⑱右一章、言陰陽之所以化生也。

〔校勘〕

- 一 「圓」、北宋本は「員」に作る。
- 二 「地」、道藏本、北宋本は「天地」に作る。
- 三 「雲」、道藏本、北宋本、四庫本、集解は「雨」に作る。

〔書き下し〕

- ① 幽は暗なり。
- ② 明は光なり。
- ③ 光氣外見す、故に氣を吐くと曰う。
- ④ 景氣外に在り。
- ⑤ 光氣外見せず、故に氣を含むと曰う。
- ⑥ 景氣内に在り。
- ⑦ 日月の万物を照らすを言うなり。
- ⑧ 水潦の万物を潤すを言うなり。
- ⑨ 言うところは、春陽至りて地氣墳起し、万物化生するなり。
- ⑩ 風の萌すなり。万物を發動し萌芽せしむるの名なり。
- ⑪ 流布本、雲を雨に作るは誤りなり。雨は地氣に非ず。下文に云う、陽氣勝てば則ち散じて雨露と爲る、と。

- ⑫ 薄は迫と通ず。  
 ⑬ 感は動くなり。  
 ⑭ 激は相い撃つの言いなり。  
 ⑮ 乱は応ぜざるの言いなり。『説文』に云う、「地気発して天  
 応ぜざれば霧と為る」と。  
 ⑯ 陽相い迫り、陽気勝てば則ち雨露と為り、陰気勝てば則ち  
 霜と為る。露は、雨の小さきなり。『太〔大〕戴礼』に「天  
 地の氣、和すれば則ち雨す」と云い、『春秋元命包』に「陰  
 陽和すれば雨と為る」とは、是れなり。此れを以て上文の  
 雲を雨に作るの誤り知るべきなり。  
 ⑰ 水凝りて氷と為るの理なり。  
 ⑱ 右一章、陰陽の化生する所以を言うなり。

〔原文〕

毛羽者飛行之類也（①飛行者、謂雲霧也。毛者毛獸、羽者羽禽也。）故屬於陽。（②謂在于地上也。）介鱗者蟄伏之類也、（③蟄伏者、謂蟲蛇也。介者、龜蚌蛤、鱗者、魚龍之類也。）故屬於陰。（④謂居於水中也。）日者、陽之主也。是故春夏則羣獸除、（⑤除者毛之脱落也。春夏則陽之時、羣獸亦屬陽之物、故毛脫而受陽之施。）日至而麋鹿解。（⑥解者角之脱落也。説文云、麋牡鹿也、夏至解角。其屬有麋、冬至解角。今按、麋陰獸、故當陰生時解角、麋陽獸、故當陽生時解角。鹿音六。陰獸、故以六

名。陸佃云、麋陽獸。故借眉名。）月者、陰之宗也。是以月虛而魚腦滅、（⑦謂十六日以後、日月虛。）月死而羸魄騰。（⑧晦朔日月死。膾肉不滿也。羸蛤也。碓蚌通。）火上尋、水下流。（⑨陽升、陰降。）故鳥（⑩陽屬。）飛而高、魚（⑪陰屬。）動而下、物類相動、本標相應、故陽燧（⑫陽燧金杯也。取金杯無緣者、熟摩令熱、日中時以當日下、以艾承之、則燃得火。）見日則燃而爲火、方諸（⑬方諸陰燧、大蛤也。熟摩令熱、月盛時以向月下、以銅盤受之、則水水滴。）見月則津而爲水、虎嘯而谷風至、（⑭虎則地之猛氣、故天之怒氣應之。）龍舉而景雲屬、（⑮龍則天之精氣、故地之含氣應之。）麒麟鬪而日月食、（⑯蔡邕月令章句云、麟者五行之精氣也。牡曰麒、牝曰麟。鬪者不和也。陰陽氣不和、是以食。）鯨魚死而彗星出。（⑰古今注、鯨大者長千里、小者數千步。一生萬子、常以五月六月就岸邊生子、至七八月、引其子入海中、鼓浪成雷、噴沫成雨、水族驚恐之。其雌曰鯢、眼精化爲明月珠。今按、和俗以鱣鱠大者爲鯨鯢、誤矣。蓋鯨者、水族之長而水精也。鯨死則水氣衰。是以火氣溢。彗星主火災、則蓋火之淫氣。）蠶珥絲而商弦絕、（⑱春秋文耀鉤云、商弦絕。蠶火也、商金也。火壯、金因應之而絕、是也。珥弄也。蠶弄絲夏至之後。）賁星墜而勃海決、（⑲賁大也。一作孛星。孛星則火之精也。火衰則水溢、自然之符也。）人主之情、上通于天、故誅暴則多飄風、（⑳尚書大傳云、思之不容、是謂不聖。厥罰恒風、是也。誅之暴則主之情也。飄風則天之應也。）枉法令則多蟲螟、（㉑



尚書大傳云、視之不明、是謂不哲。厥咎荼、厥罰恒燠。時則有  
 俛蟲之孽、是也。荼舒也。俛蟲則謂蠶螟蟲之類也。殺不辜則國  
 赤地、(22)傳云、言之不從、是謂不義。厥咎僭、厥罰恒賜、是  
 也。又治也。君臣不從則事不治、故有殺不辜等之事。恒暘旱也。  
 國赤地、謂旱儉。令不收則多淫雨。(23)又云、貌之不恭、是謂  
 不肅。厥咎狂、厥罰恒雨、是也。君臣不敬、故令不收、而致淫  
 雨也。四時者、天之吏也。(24)說文云、吏治人者也。今借爲治  
 萬物之名。日月者、天之使也。(25)天之所使令也。星辰者、天  
 之期。(26)知時令、故曰天之期。虹蜺彗星者、天之忌也。(27)  
 見災忌、故曰天之忌。

(28)右第二章、言天地相感、陰陽相應之所以也。  
 (29)以上第二段。

〔校勘〕

一 「麋」、北宋本は「鹿」の下部を「水」に作る。  
 二 「期」の後、道藏本、北宋本、四庫本、集解には「也」の字  
 あり。

〔書き下し〕

① 飛行は、雲霧を謂うなり。毛は毛獸、羽は羽禽なり。  
 ② 地上に在るを謂うなり。  
 ③ 蟄伏は、蟲蛇を謂うなり。介は、鼈■蚌蛤、鱗は、魚龍の

類なり。

- ④ 水中に居るを謂うなり。  
 ⑤ 除は毛の脱落するなり。春夏は則ち陽の時にして、群獸も  
 亦た陽の物に属す。故に毛脱して陽の施しを受く。  
 ⑥ 解は角の脱落するなり。『說文』に云う、「麋は牡鹿なり。  
 夏至に角を解す」と。其の属に麋有り、冬至に角を解す。  
 今按ずるに、麋は陰獸、故に陰生するの時に当たりて角を  
 解す、麋は陽獸、故に陽生するの時に当たりて角を解す。  
 鹿、音は六。陰獸なるが故に六を以て名づく。陸佃云う、  
 「麋は陽獸」と。故に眉の名を借る。  
 ⑦ 十六日以後を謂いて月虚と曰う。  
 ⑧ 晦朔を月死と曰う。膾は肉の満たざるなり。羸は蛤なり。  
 碓は蚌ほづに通ず。  
 ⑨ 陽は升り、陰は降る。  
 ⑩ 陽に属す。  
 ⑪ 陰に属す。  
 ⑫ 陽燧は金杯なり。金杯の縁無き者を取りて、熟摩して熱せ  
 しめ、日中するの時に以て日の下に当て、艾を以て之れを  
 承くれば、則ち燃えて火を得。  
 ⑬ 方諸は陰の燧、大蛤なり。熟摩して熱せしめ、月盛んなる  
 時に以て月の下に向け、銅盤を以て之れを受くれば、則ち  
 水、滴を下す。

- ⑭ 虎は則ち地の猛氣、故に天の怒氣之れに応ず。
- ⑮ 龍は則ち天の精氣、故に地の含氣之れに応ず。
- ⑯ 蔡邕『月令章句』に云う、「麟は五行の精氣なり」と。牡を麒と曰い、牝を麟と曰う。鬪は不和なり。陰陽の氣和せず、是を以て食す。
- ⑰ 『古今注』に「鯨の大なる者は長さ千里、小なる者は数千歩。一たび万の子を生じ、常に五月六月を以て岸边に就きて子を生じ、七八月に至り、其の子海中に入るに、鼓浪雷と成り、噴沫雨と成り、水族之れに驚き恐る。其の雌を鯨と曰い、眼精化して明月珠と為る」と。今按ずるに、和の俗に鯨鯢の大なる者を以て鯨鯢と為すは、誤れり。蓋し鯨は、水族の長にして水の精なり。鯨死すれば則ち水氣衰。是を以て火氣溢る。彗星は火災を主れば、則ち火の淫氣を蓋う。
- ⑱ 『春秋文耀鉤』に云う、「商弦絶ゆ」と。蠶は火なり、商は金なり。火壮んにして、金困りて之れに應じて絶つは、是れなり。珥は弄ぶなり。蠶は糸を夏至の後に弄ぶ。
- ⑲ 賁は大なり。一に孛星に作る。孛星は則ち火の精なり。火衰れば則ち水溢るるは、自然の符なり。
- ⑳ 『尚書大伝』に「之れを思ふも容れず、是れを不聖と謂う。厥の罰は恒風」と云うは是れなり。誅の暴は則ち主の情なり。飄風は則ち天の応なり。
- ㉑ 『尚書大伝』に「之れを視るも明らかならず、是れを不哲と謂う。厥の咎は茶、厥の罰は恒燠。時に則ち倮虫の孽有り」と云うは是れなり。恭は舒なり。倮蟲は則ち蠶螟虫の類を謂うなり。
- ㉒ 『伝』に「之れを言うも従わず、是れを不父と謂う。厥の咎は僭、厥の罰は恒易」と云うは是れなり。父は治まるなり。君臣従わざれば則ち事治まらず、故に不辜を殺す等の事有り。恒易は早なり。国、地を赤くすとは、早儉を謂う。
- ㉓ 又た「之れを貌も恭まず、是れを不肅と謂う。厥の咎は狂、厥の罰は恒雨」と云うは是れなり。君臣敬まず、故に令収まらずして、淫雨を致すなり。
- ㉔ 『説文』に云う、「吏は人を治むる者なり」と。今借りて万物を治むるの名と為す。
- ㉕ 天の使令する所なり。
- ㉖ 時令を知る、故に天の期と曰う。
- ㉗ 災忌を見わす、故に天の忌と曰う。
- ㉘ 右第二章、天地相い感じ、陰陽相い応ずるの所以を言うなり。
- ㉙ 以上第二段。
- 〔原文〕  
 天有九野、九千九百九十九隅、(①九者、老陽之數、故爲天數。)

去地五億萬里。(2)天三地二、故以五爲數。億萬、極數、故以計

天地。(3)謂五行之星也。(4)謂八方之風也。二

十八宿、(5)每方七宿、四七二十八。五官、六府、紫宮、太微、

軒轅、咸池、四守、天門、(6)流布本、作天阿、未詳、因改之。

說見下。(7)何謂九野。中央曰鈞天、(7)四方周回調均、故曰鈞天。

其星、角亢氏。(8)韓鄭之分野。(8)東方曰蒼天、(9)東方主木、其

色蒼。其星、房心尾。(10)房心、宋鄭之分野。(10)東北曰變天、(11)

陽氣始作萬物萌芽、故曰變天。其星、箕斗牽牛。(12)尾箕燕、

斗吳、牛越之分野。(13)北方曰玄天、(13)北方主水、其色玄。其

星、須女虛危營室。(14)虛危齊、室壁衛之分野。(14)西北方曰幽天、

(15)秋冬際、陽氣伏藏、萬物幽靜、故曰幽天。其星、東壁奎婁。

(16)奎婁魯之分野。(16)西方曰昊天、(17)吳與皓通、明也。西方主金、

其色白。其星、胃昂畢。(18)昂畢趙之分野。(18)西南方曰朱天、(19)

西南爲少陽、故借朱爲名。其星、觜嵩參東井。(20)觜參晉之分

野。(20)南方曰炎天、(21)南方主火、故以炎爲名。其星、輿鬼柳七

星。(22)柳星張周之分野。(22)東南方曰陽天、(23)春夏際、純陽用

事、故以陽爲名。其星、張翼軫。(24)翼軫楚之分野。)

(25)右第一章、紀九野二十八宿。

〔校勘〕

一 「天門」、道藏本、北宋本、四庫本、集解は「天阿」に作る。

二 「昊天」、道藏本は「皓天」、集解は「顛天」に作る。

〔書き下し〕

① 九は老陽の數、故に天數と爲す。

② 天は三地は二、故に五を以て數と爲す。億方は極數、故に

以て天地を計る。

③ 五行の星を謂うなり。

④ 八方の風を謂うなり。

⑤ 方毎に七宿、四七二十八なり。

⑥ 流布本は天阿に作るも、未だ詳らかならず、因りて之れに

改む。説は下に見ゆ。

⑦ 四方周回し調均す、故に鈞天と曰う。

⑧ 韓、鄭の分野なり。

⑨ 東方は木を主り、其の色は蒼。

⑩ 房心は、宋、鄭の分野なり。

⑪ 陽氣始めて万物の萌芽を作す、故に變天と曰う。

⑫ 尾箕は燕、斗は吳、牛は越の分野なり。

⑬ 北方は水を主り、其の色は玄。

⑭ 虛危は齊、室壁は衛の分野なり。

⑮ 秋冬の際、陽氣伏藏し、万物幽靜なり、故に幽天と曰う。

⑯ 奎婁は魯の分野なり。

⑰ 吳は皓と通じ、明なり。西方は金を主り、其の色は白。

⑱ 昂畢は趙の分野なり。

⑳ 西南は少陽たり、故に朱を借りて名と爲す。

- ⑳ 觜參は晋の分野なり。  
 ㉑ 南方は火を主る、故に炎を以て名と為す。  
 ㉒ 柳星張は周の分野なり。  
 ㉓ 春夏の際、純陽事を用う、故に陽を以て名と為す。  
 ㉔ 翼軫は楚の分野なり。  
 ㉕ 右第一章、九野二十八宿を紀す。

## 〔原文〕

何謂五星、東方木也、其帝大皞、(①大皞、伏羲氏有天下之號。有木德、故祀爲東方帝。)其佐句芒、(②句芒、少皞氏之子、亦有木德。)執規而治春。(③規法也。握法行春令也。)其神爲歲星、(④歲星木神也。爲歲首、故以歲名。)其獸蒼龍、(⑤蒼則木之色。)其音角、(⑥角則木音也。)其日甲乙。(⑦甲乙、謂草木甲屈出。)南方火也、其帝炎帝、(⑧炎帝、神農氏有天下之號。有火德、故祀爲南方帝。)其佐朱明、(⑨朱明、祝融氏之別號。亦有火德。)執衡而治夏。(⑩衡亦法也。法行夏令也。)其神爲熒惑、(⑪熒然奪人之眼光、故爲名。)其獸朱鳥、(⑫朱鳥朱雀也。)其音徵、(⑬徵則火音也。)其日丙丁。(⑭丙丁、謂陽氣炳然而見、與陰氣相抵。)中央土也、其帝黃帝、(⑮黃帝、軒轅氏有天下之號、有土德。故祀爲中央帝。)其佐后土、(⑯左傳昭廿九年云、共工氏有子、曰句龍、爲后土。)執繩而制四方。(⑰繩亦法也。取法行四方之土令。)其神爲鎮星、(⑱鎮安也、定也。土之

爲性安定、故以爲名。)其獸黃龍、(⑲土色黃、故以配。)其音宮、(⑳宮則土音也。)其日戊己。(㉑戊茂也、己起也。土行四時之季、萬物含秀者、皆茂起也。)西方金也、其帝少昊、(㉒少昊、黃帝之子金天氏。有金德、故祀爲西方帝。)其佐蓐收、(㉓左傳、金正曰蓐收。少昊氏之叔曰該、爲蓐收。)執矩而治秋。(㉔矩亦法也。把法以行秋令。)其神爲太白、(㉕金色白、故以爲名。)其獸白虎、(㉖毛色白、故以配。)其音商、(㉗商金音也。)其日庚辛。(㉘庚更也、辛新也。萬物更茂而實新成。)北方水也、其帝顓頊、(㉙顓頊、黃帝之孫高陽氏。以水德王、是故祀爲北方帝。)其佐玄冥、(㉚玄冥、則水正、少昊氏之叔曰熙、共爲玄冥。)執權而治冬。(㉛權亦法也。持法以行冬令。)其神爲辰星、(㉜辰伸也、水之爲性。潤萬物令萌伸、故以爲名。)其獸玄武、(㉝玄武、龜也。收於內而有冬象。)其音羽、(㉞羽則爲冬音。)其日壬癸。(㉟壬妊也、癸揆也。萬物懷妊、至子揆度而生。)太陰、(㊱下文云、天神之貴者、莫貴於青龍。或曰天一、又曰太陰。又太陰在寅歲爲日攝提格、其雄爲歲星。史記云、前列直斗口二星、隨北端兌、若見若不、曰陰德。或云天一。星經云、陰德二星、以太陰在尚書西。蓋古者、以太陰所居爲歲名。是其異也。)在四仲、(㊲謂東西南北之正中。)則歲星行三宿。(㊳太歲在卯、則歲星行女虛危、太陰在午、則歲星行胃昂畢、太陰在酉、則歲星行柳星張、太陰在子、則歲星行氏房心、是也。)太陰在四鉤、(㊴四鉤、四隅也。八辰如句、故云。)則歲星行二宿。(㊵太陰在丑、

則歲星行尾箕、太陰在寅、則歲星行斗牛、太陰在辰、則歲星行室壁、太陰在巳、則歲星行奎婁、太陰在未、則歲星行觜參、太陰在申、則歲星行井鬼、太陰在戌、則歲星行翼軫、太陰在亥、則歲星行角亢是也。(41)行二宿者八。(34)四十二、(42)行三宿者四。故十二歲而行二十八宿。(43)十六與十二、合爲二十八、故以十二歲行二十八宿。日<sup>三</sup>行十二分度之一、(44)記太陰之日行。歲行三十度十六分度之七、(45)此爲三十度零四三七五、是太陰歲星之歲行也。(46)是歲星太陰周天之大計也。歲星之所居、五穀豐昌、其對爲衝、歲則有殃、當居而不居、越而之他處、主死國亡<sup>四</sup>。(47)蓋歲星者、木氣之精而主生氣。是以前所居豐、而其所反則有殃禍。(48)二十八宿曰列宿。史記云、法出東行十六舍而止。逆行二舍、六旬復東行。自所止數十舍、十月而入西方、伏行五月出東方。天經或問云、火星二年少、右行一周天。司無道之國、爲亂爲賊爲疾爲喪爲饑爲兵。(49)史記、反道二舍以上、居之三月有殃、五月受兵、七月半亡地、九月大半亡地。因與俱出入、國絕祀。居之殃還至、雖大當小、久而至、當小反大。出入無常、辯變其色、時見時匿。(50)史記云、若角動繞環之、及乍前乍後左右、殃益大。與他闕光相逮爲害、不相逮不害。鎮星、以甲寅元始建斗、(51)謂鎮星之元始。歲鎮行一宿、(52)每歲鎮星行一宿。當居而弗居、其國亡土。(53)土精不至、故亡土。未當居而居之、其國益地歲熟。(54)土精至之故也。日行二十八分度

之一、(55)是爲三十六刻二四三五六二不盡。歲行十三度百一十五分度之五、(56)是爲十三度零四四六四二六。二六十八歲而周。(57)流布本、作一十八誤。太白元始、以正月甲<sup>七</sup>寅、與熒惑晨出東方、二百四十日而入。(58)出辰方、入丑方。入百二十日而夕出西方、三百四十日而入。(59)出戌方、入未方。入三十五日而復出東方。(60)出辰方。韓詩曰、太白晨出東方爲啓明、昏出西方爲長庚。出以辰戌。(61)辰東方、戌西北。入以丑未、(62)丑北東、未西南。當出而不出、未當入而入、天下偃兵、(63)金氣伏故也。當入而不入、當不出而出。(64)流布本、當不之不、在而出間、誤。天下興兵。(65)金氣起故也。史記云、凡出東西各五、爲八歲二百二十日、復與營室晨出東方。其大率歲一周天、然則出東三百四十八刻、而復出西三百四十八刻。如是五則爲八歲二百二十日、是其大概。辰星正四時、(66)四時各異其時。常以二月春分。(67)出辰方。効奎婁、(68)効見也。下同之。出二十二日入丑方、又二十二日出戌方、二十二日入未方。出入凡九十一日三十一刻二五。以五月夏至、(69)出辰方。効東井輿鬼、(70)出入凡九十一日三十一刻二五。以八月秋分。(71)出辰方。効角亢、(72)出入歷九十一日三十一刻二五。以十一月冬至、(73)出辰方。効斗牽牛、(74)復歷九十一日三十一刻二五而至春分。出以辰戌。(75)辰東南、戌西北。入以丑未、(76)丑北東、未南西。出二旬而入、(77)大氏出入隔二十二日八十二刻五六二二五。然曰二旬者、舉大數也。晨候之東方、夕候之西

方、(78)史記云、其出東方行四舍四十八日、其數二十日而反入于東方。其出西方行四舍四十八日、其數二十日入于西方。或問云、金水二星、隨日一年一周天。(79)一時不出、其時不和、四時不出、天下大饑。(79)水氣潤生萬物者也。故水星不出、則時不和矣。

⑧〇右第二章、紀五星。

〔校勘〕

- 一 「規」、道藏本は「圭」に作る。
- 二 「己」、北宋本は「巳」に作る。
- 三 「日」、道藏本、北宋本は「日月」に作る。
- 四 「歳星之所居」から「主死國亡」、道藏本、北宋本、四庫本、集解では第九段の第二章と第三章の間にあり。
- 五 「百一十」、道藏本、北宋本、四庫本、集解は「百一十二」に作る。
- 六 「二」、四庫本は「一」に作り、道藏本にはなし。
- 七 「甲」、集解は「建」に作る。
- 八 「三」、道藏本、北宋本、四庫本、集解は「二」に作る。
- 九 「當不出而出」、道藏本、北宋本、四庫本、集解は「當出而不出」に作る。
- 十 「饑」、道藏本、北宋本は「飢」に作る。

〔書き下し〕

- ① 大皞は、伏羲氏の天下を有つの号。木徳有り、故に祀るに東方の帝と為す。
- ② 句范は、少皞氏の子、亦た木徳有り。
- ③ 規は法なり。法を握り春令を行うなり。
- ④ 歳星は木神なり。歳首を為す、故に歳を以て名づく。
- ⑤ 蒼は則ち木の色なり。
- ⑥ 角は則ち木の音なり。
- ⑦ 甲乙は、草木の甲屈出するを謂うなり。
- ⑧ 炎帝は、神農氏の天下を有つの号、火徳有り、故に祀るに南方の帝と為す。
- ⑨ 朱明は、祝融氏の別号。亦た火徳有り。
- ⑩ 衡も亦た法なり。法は夏令を行うなり。
- ⑪ 熒然として人の眼光を奪う、故に名と為す。
- ⑫ 朱鳥は朱雀なり。
- ⑬ 徴は則ち火の音なり。
- ⑭ 丙丁は、陽氣炳然として見るを謂い、陰氣と相い抵る。
- ⑮ 黄帝は、軒轅氏の天下を有つの号、土徳有り。故に祀るに中央の帝と為す。
- ⑯ 『左伝』昭二十九年に云う、「共工氏に子有り、句龍と曰う、后土と為る」と。
- ⑰ 繩も亦た法なり。法を取りて四方の土令を行う。

- ⑮ 鎮は安なり、定なり。土の性たるは安定、故に以て名と為す。
- ⑯ 土の色は黄、故に以て配す。
- ⑰ 宮は則ち土の音なり。
- ⑱ 戊は茂なり、己は起なり。土は四時の季を行り、万物の秀を含む者、皆な茂り起こるなり。
- ⑳ 少昊は、黄帝の子金天氏なり。金徳有り、故に祀るに西方の帝と為す。
- ㉑ 『左伝』に「金正を蓐収と曰う」と。少昊氏の叔を該と曰い、蓐収たり。
- ㉒ 矩も亦た法なり。法を把りて以て秋令を行う。
- ㉓ 金の色は白、故に以て名と為す。
- ㉔ 毛の色は白、故に以て配す。
- ㉕ 商は金の音なり。
- ㉖ 庚は更なり、辛は新なり。万物更茂して実新たに成る。
- ㉗ 顓頊は、黄帝の孫高陽氏なり。水徳を以て王たり、是の故に祀るに北方の帝と為す。
- ㉘ 玄冥は、則ち水の正、少昊氏の叔を熙と曰い、共に玄冥たり。
- ㉙ 権も亦た法なり。法を持ちて以て冬令を行う。
- ㉚ 辰は伸なり、水の性たり。万物を潤して萌伸せしむ、故に以て名と為す。
- ⑳ 玄武は、亀なり。内に収まりて冬の象有り。
- ㉑ 羽は則ち冬の音たり。
- ㉒ 壬は妊なり、癸は揆なり。万物懐妊し、子に至りて揆度して生ず。
- ㉓ 下文に云う、天神の貴き者、青龍より貴きはなし。或いは天一と曰い、又太陰と曰う。又太陰寅に在るの歳を撰提格と曰い、其の雄を歳星と為す。『史記』に云う、「前列の斗口に直なる二星、北端の兌に随い、見ゆるが若く不なるが若きを、陰徳と曰う。或いは天一と云う」と。『星経』に云う、「陰徳二星、太陰の尚書の西に在るを以てす」と。蓋し古えは、太陰の居る所を以て歳名と為す。是れ其の異なり。
- ㉔ 東西南北の正中を謂う。
- ㉕ 太歳卯に在れば、則ち歳星は女虚危を行り、太陰午に在れば、則ち歳星は胃昴畢を行り、太陰酉に在れば、則ち歳星は柳星張を行り、太陰子に在れば、則ち歳星は氏房心を行るは、是れなり。
- ㉖ 四鈞は四隅なり。八辰句の如し、故に云う。
- ㉗ 太陰丑に在れば、則ち歳星は尾箕を行り、太陰寅に在れば、則ち歳星は斗牛を行り、太陰辰に在れば、則ち歳星は室壁を行り、太陰巳に在れば、則ち歳星は奎婁を行り、太陰未に在れば、則ち歳星は觜参を行り、太陰申に在れば、則ち歳星は井鬼を行り、太陰戌に在れば、則ち歳星は翼軫を行

り、太陰亥に在れば、則ち歳星は角亢を行るは是れなり。

- ④1 二宿を行る者八なり。
- ④2 三宿を行る者四なり。
- ④3 十六と十二と、合して二十八を為す、故に十二歳を以て二十八宿を行る。
- ④4 太陰の日行を記す。
- ④5 此れ三十度零四三七五たり、是れ太陰歳星の歳行なり。
- ④6 是れ歳星は太陰、周天の大計なり。
- ④7 蓋し歳星は、木氣の精にして生氣を主る。是を以て其の居る所豊かにして、其の反る所は則ち殃禍有り。
- ④8 二十八宿を列宿と曰う。『史記』に云う、「法は出でて東行すること十六舎にして止まる。逆行すること二舎六旬にして復た東行す。自ら止まる所數十舎、十月にして西方に入り、伏行すること五月にして東方に出づ」と。『天経或問』に云う、「火星は二年少、右行すること一周天」と。
- ④9 『史記』に「道に反すること二舎以上、之れに居ること三月にして殃有り、五月にして兵を受け、七月にして半ば地を亡い、九月にして大半地を亡う。因りて与に俱に出入す。国祀を絶ち、之れに居り殃還り至れば、大なりと雖も当に小ならんとし、久しくして至れば、当に小なるべきも反て大なり」と。
- ⑤0 『史記』に云う、「若し角動き之れを繞環し、及び乍たちまち前み乍ち後れ左し右すれば、殃い益ます大なり。他と闘い光相い違べば害を為し、相い違ばざれば害せず」と。
- ⑤1 鎮星の元始を謂う。
- ⑤2 歳毎に鎮星一宿を行る。
- ⑤3 土の精至らず、故に土を亡ぼす。
- ⑤4 土の精至るの故なり。
- ⑤5 是れ三十六刻二四三五一六二不尽たり。
- ⑤6 是れ十三度零四四六四二六たり。
- ⑤7 流布本、「二十八」に作るは誤れり。
- ⑤8 辰の方より出で、丑の方に入る。
- ⑤9 戌の方より出で、未の方に入る。
- ⑥0 辰の方より出づ。『韓詩』に曰く、「太白は晨に東方より出づるを啓明と為し、昏に西方より出づるを長庚と為す」と。
- ⑥1 辰は東方、戌は西北。
- ⑥2 丑は北東、未は西南。
- ⑥3 金氣伏するが故なり。
- ⑥4 流布本、当不の不、而出の間<sub>に</sub>在るは、誤れり。
- ⑥5 金氣起るが故なり。『史記』に云う、「凡そ東西を出づること各おの五、八歳二百二十日たり、復た宮室と晨に東方より出づ。其の大率は、歳に一周天す」と。然らば則ち東と三百十四日十八刻。是くの如きもの五なれば則ち八歳二



百二十日たり、是れ其の大概なり。

⑥6 四時各おの其の時を異にす。

⑥7 辰方より出づ。

⑥8 効は見わるなり。下之れに同じ。出づること二十二日にして丑の方に入り、又た二十二日にして戌の方より出でて、二十二日にして未の方に入る。出入すること凡そ九十一日三十一刻二五なり。

⑥9 辰の方より出づ。

⑦0 出入すること凡そ九十一日三十一刻二五なり。

⑦1 辰の方より出づ。

⑦2 出入して九十一日三刻一二五を歴る。

⑦3 辰の方より出づ。

⑦4 復た九十一日三十一刻二五を歴て春分に至る。

⑦5 辰は東南、戌は西北なり。

⑦6 丑は北東、未は南西なり。

⑦7 大氏出入して二十二日八十二刻五六二二五を隔つ。然れども二句と曰うは、大数を挙ぐるなり。

⑦8 『史記』に云う、「其れ東方を出でて四舎を行ること四十八日、其の数二十日にして反て東方に入る。其れ西方を出でて四舎を行ること四十八日、其の数二十日にして西方に入る」と。『或問』に云う、「金水二星、日に随いて一年に一周年す」と。

⑦9 水気は潤いて万物を生ずる者なり。故に水星出でざれば、則ち時和せず。

⑧0 右第二章、五星を紀す。

〔原文〕

何謂八風。距日冬至、(①)日行北陸、謂冬至也。(②)四十五日條風至。(③)立春之風、其氣脩暢、故曰條風。(④)條風至、四十五日明庶風至。(⑤)春分之風、使庶物明著、故曰明庶風。(⑥)明庶風至、四十五日清明風至。(⑦)立夏之風、使天地清明、故曰清明風。(⑧)清明風至、四十五日景風至。(⑨)夏至之時、陽氣在上、而草木有光景、故曰景風。(⑩)景風至、四十五日涼風至。(⑪)立秋之風清涼、故曰涼風。(⑫)涼風至、四十五日闔闔風至。(⑬)地形訓、西方曰西極之山、又曰闔闔之門。秋分之風、從西極來、故曰闔闔風。(⑭)闔闔風至、四十五日不周風至。(⑮)地形訓、玉橫維、其西北之隅、北門開以內不周之風、立冬之風從西北不周來、故曰不周風。(⑯)不周風至、四十五日廣莫風至。(⑰)廣莫寂寞之言也。冬至之風、其聲寂寞、故曰廣莫風。(⑱)條風至、則出輕繫、去稽留。(⑲)使物條暢。(⑳)明庶風至、則正封疆、脩田疇。(㉑)使物明著。(㉒)清明風至、則出幣帛、使諸侯。(㉓)敷長養之惠也。(㉔)景風至、則爵有德、一報地德、祀四郊。(㉕)使精神清涼也。(㉖)闔闔風至、則收縣垂、琴瑟不張、(㉗)示殺氣慄之意。(㉘)不周風至、則脩宮室、繕邊城、

(17) 禦殺厲之氣也。(18) 廣莫風至、則閉關梁、決刑罰。(18) 畢殺厲之氣也。

⑨ 右第三章、紀八風。

〔校勘〕

一 「德」、道藏本、北宋本、四庫本、集解は「位」に作る。集解に愈樾の「位疑德字之誤」という説を引く。

〔書き下し〕

- ① 日北陸を行るを、冬至と謂うなり。
- ② 立春の風は、其の氣修暢、故に条風と曰う。
- ③ 春分の風は、庶物をして明著ならしむ、故に明庶風と曰う。
- ④ 立夏の風は、天地をして清明ならしむ、故に清明風と曰う。
- ⑤ 夏至の時、陽氣上に在りて、草木に光景有り、故に景風と曰う。
- ⑥ 立秋の風は清涼、故に涼風と曰う。
- ⑦ 地形訓に「西方を西極の山と曰い、又た閭闔の門と曰う」と。秋分の風は、西極より來たる、故に閭闔風と曰う。
- ⑧ 地形訓に「玉の横の維は、其れ西北の隅、北門開きて以て不周の風を内にす」と。立冬の風は西北の不周より來たる、故に不周風と曰う。
- ⑨ 広莫は寂寞の言いなり。冬至の風は、其の声寂寞、故に広

莫風と曰う。

- ⑩ 物をして条暢ならしむ。
- ⑪ 物をして明著ならしむ。
- ⑫ 長養の恵を敷くなり。
- ⑬ 流布本、徳を位に作るは誤れり。
- ⑭ 亦た恩恵を施すなり。
- ⑮ 精神をして清涼ならしむるなり。
- ⑯ 殺氣慄慄の意を示す。
- ⑰ 殺厲の氣を禦くなり。
- ⑱ 殺厲の氣を畢るなり。
- ⑲ 右第三章、八風を紀す。

〔原文〕

何謂五官。東方爲田、(①) 星經云、天田九星、在牛東南、主畿内田苗之職。(②) 南方爲司馬、(③) 星經云、角二星爲天門。元命包云、右角將率而動、今按主兵、故爲司馬。(④) 西方爲理、(⑤) 星經云、天理四星、在北斗杓中、爲執法官。(⑥) 北方爲司空、(⑦) 史記云、危東南兩々相比爲司空、蓋主工匠。(⑧) 中央爲都。(⑨) 星經云、建六星、在南斗北天之都、開三光道也。(⑩) 何謂六府。子午(⑪) 南北也。(⑫) 丑未(⑬) 北東、南西。(⑭) 寅申(⑮) 東北、西南。(⑯) 卯酉(⑰) 東西也。(⑱) 辰戌(⑲) 東南、西北。(⑳) 巳亥(㉑) 南東、北西。是也。(㉒) 是天之所以藏萬物、故曰府。(㉓) 太微者、太一之庭也。(㉔) 春秋

合誠圖云、紫微天帝之室、太一之精也。史記正義云、泰一、天帝之別名也。紫宮者、太一之居也。(14)流布本、宮作官非也。史記云、中宮、天極星、其一明者太一常居也。旁三星三公。或云、子屬。後勾四星、末大星正妃、餘三星後宮之屬也。環之匡衛十二星則藩臣。皆曰紫宮。軒轅者、帝妃之舍也。(15)援神契云、軒轅十二星、后宮所居。咸池者、水魚之囿也。(16)晉天文志云、天潢南三星曰咸池。魚囿者、是也。(17)天門二星、群神之闕也。(17)流布本、天門作天阿、疑誤也。星經云、天門二星、在左角南、主天門、侍宴應對之所。四守三者、所以爲司賞罰。(18)流布本、四守作四宮、誤也。今因上文改之。星經云、執法四星、在太陽首西北、爲刑政之官、蓋是乎。(19)史記云、衡、太微三光之廷。北斗第五星曰衡、是也。(20)史記云、南宮、朱鳥權衡、是也。紫宮執斗而左旋、日行一度、一歲以周於天。(21)流布本、無一歲字恐非。

(22)右第四章、紀五宮六府及諸星之主宰。  
(23)以上四章、第三段也。

〔校勘〕

- 一 四庫本は「乙」に作る。
- 二 道藏本、北宋本、四庫本、集解は「阿」に作る。
- 三 道藏本、北宋本、四庫本、集解は「宮」に作る。また、泊園文庫藏『淮南子』には「恒曰、四宮、恐四守誤。」の書き

入れあり。

- 四 道藏本、四庫本は「鳥」に作る。
- 五 道藏本、北宋本、四庫本、集解には「一歲」の字なし。

〔書き下し〕

- ① 『星經』に云う、「天田九星、牛の東南に在り、畿内の田苗を主るの職なり」と。
- ② 『星經』に云う、「角の二星は天門たり」と。『元命包』に云う、「右角將に率いて動かんとす」と。今按ずるに、兵を主る、故に司馬と爲す。
- ③ 『星經』に云う、「天理四星、北斗の杓中に在り、執法官たり」と。
- ④ 『史記』に云う、「危の東南両々相い比するは司空たり」と。蓋し工匠を主る。
- ⑤ 『星經』に云う、「建六星、南斗の北、天の都に在り、三光の道を開くなり」と。
- ⑥ 南北なり。
- ⑦ 北東、南西なり。
- ⑧ 東北、西南なり。
- ⑨ 東西なり。
- ⑩ 東南、西北なり。
- ⑪ 南東、北西なり。

⑫ 是れ天の万物を蔵する所以なり、故に府と曰う。

⑬ 『春秋合誠図』に云う、「紫微は天帝の室、太一の精なり」と。『史記正義』に云う、「泰一は、天帝の別名なり」と。

⑭ 流布本、宮を宮に作るは非なり。『史記』に云う、「中宮は天極星、其の一にして明なる者は太一の常居なり。傍の三星は三公。或いは子属と曰う。後勾四星は、末の大星は正妃、余の三星は後宮の属なり。之れを環りて匡衛する十二星は則ち藩臣なり。皆な紫宮と曰う」と。

⑮ 『援神契』に云う、「軒轅十二星、后宮の居る所なり」と。

⑯ 『晋』天文志に云う、「天潢の南三星を咸池と曰う。魚囿なり」は、是れなり。

⑰ 流布本、天門を天阿に作るは、疑うらくは誤れるなり。『星經』に云う、「天門二星、左角の南に在り、天門を主り、宴に侍り応対するの所なり」と。

⑱ 流布本、四守を四宮に作るは、誤れるなり。今上文に因りて之れを改む。『星經』に云う、「執法四星、太陽首の西北に在り、刑政の官たり」は、蓋し是れなるか。

⑲ 『史記』に云う、「衡は、太微三光の廷」と。北斗第五星を衡と曰うは、是れなり。

⑳ 『史記』に云う、「南宮は、朱鳥權衡」は、是れなり。

㉑ 流布本、一歳の字無きは恐らくは非なり。

㉒ 右第四章、五官六府及び諸星の主宰を紀す。

⑳ 以上四章、第三段なり。

〔原文〕

日冬至峻狼之山、(①山在南極。)日移一度、六月二行百八十二度八分度之五。(②流布本、月上脱六字、誤也。按、日之月行則三十度零四三七五。以六乘之、則爲百八十二度六二五也。)而夏至牛首之山、(③山在北極。)反覆、三百六十五度四分度之一、而成一歲。

④ 右一章、紀日之行度。

〔校勘〕

一 道藏本、北宋本、四庫本、集解には「六」の字無し。  
二 集解は「月」を「凡」に作る。

〔書き下し〕

① 山、南極に在り。

② 流布本、月の上に六の字を脱するは、誤りなり。按ずるに、日の月行は則ち三十度零四三七五なり。六を以て之れに乗じれば、則ち百八十二度六二五と爲るなり。

③ 山は北極に在り。

④ 右一章、日之行度を紀す。

〔原文〕

太一元始、①流布本、作天一、誤也。天一即太陰也。太陰十二歲而一周天。見下。與此牴牾矣。因今改之。上云、太微者太一之庭也。下云、淮南元年冬、太一在丙子、日至丙午云々。然則此神、蓋主日辰也。正月建寅、②謂夏正也。日月俱入營室五度。③以周平王時言。太一、④見上。以始建七十六歲、日月復以正月、入營室五度無餘分、名曰一紀。⑤上云、太微者、紫宮執斗而左旋。日行一度、一歲以周於天。然則與日月背行、積二萬七千七百五十九日、復入營室五度、故爲一紀。凡二十紀、一千五百二十歲大終、日月星辰復始。⑥太一歲行四日八千零五十九分二十一。

⑦右第二章、紀太一之行度。

〔校勘〕  
一 道藏本、北宋本、四庫本、集解は「太」を「天」に作る。

〔書き下し〕

① 流布本、天一に作るは、誤りなり。天一は即ち太陰なり。太陰は十二歳にして一周天す。下を見よ。此れと牴牾なり。因りて今之れを改む。上に云う、太微は太一の庭なり、と。下に云う、淮南元年冬、太一丙子に在り、日丙午に至る云々、と。然らば則ち此の神、蓋し日辰を主るなり。

② 夏正を謂うなり。

③ 周の平王の時を以て言う。

④ 上を見よ。

⑤ 上に云う、太微は、紫宮斗を執りて左旋す。日に行くこと一度、一歳にして以て天を周る、と。然らば則ち日月と背行し、二万七千七百五十九日を積して、復た營室五度に入る、故に一紀と爲す。

⑥ 太一歳ごとに四日八千零五十九分二十一を行る。

⑦ 右第二章、太一の行度を紀す。

〔原文〕

斗、甲寅元。①流布本、無斗字、不知是言何元。上言太一元、則此受上執斗、而當言斗元。今因加斗字。日行一度而歲有奇四分之二、故四二歳而積千四百六十一日而復合。故舍八十歳而復。②按四分之二、則爲二五、以四乘之、則爲一度。故以四歳爲期也。太微星、紫宮執斗主朱雀、在太陰前四十五度、故八十歳與太陰爲始終矣。八十歳之日、凡二萬九千二百廿日。③右第三章、紀斗之行度。

〔校勘〕

一 道藏本、北宋本、四庫本、集解には「斗」の字無し。  
二 北宋本は「四」を「日」に作る。

〔書き下し〕

① 流布本、斗の字無きは、是れ何の元を言うかを知らず。上に太一の元と言ひ、則ち此れ上の斗を執るを受けて、当に斗元を言うべし。今因りて斗の字を加う。

② 按ずるに四分数の一は、則ち二五たり、四を以て之れに乗じれば、則ち一度と為る。故に四歳を以て期と為すなり。

太微星は、紫宮斗を執りて朱雀を主り、太陰の前四十五度に在る、故に八十歳にして太陰と始終を為す。八十歳の日は、凡そ二万九千二百廿日なり。

③ 右第三章、斗の行度を紀す。

〔原文〕

故日子午卯酉爲二繩、(①繩直也。東西南北之正方、故曰繩。) 丑寅辰巳未申戌亥爲四鉤。(②鉤曲也。非正方、故曰鉤。) 東北爲報德之維也。(③報復也。陰氣極于西北、陽氣發于東北、故曰報德。) 西南爲背陽之維、(④陽氣壯于東南、陰氣發于西南、故曰背陽。) 東南爲常羊之維、(⑤常羊不進不退之義。) 西北爲蹠一之通之維。(⑥蹠一足也。陽之蹄足始將通之義。) 日冬至則斗北中繩、(⑦北斗第七星向正北、故曰中繩。) 陰氣極、陽氣萌、故曰冬至爲德也。(⑧有生物之德、故爲德。) 日夏至則斗南中繩、(⑨北斗之杓向正南、故亦曰中繩。) 陽氣極、陰氣萌、故曰夏至爲刑也。(⑩陰氣殺物、故爲刑。) 陰氣極則北至北極、(⑪謂斗

杓向北。) 下至黃泉<sup>三</sup>、(⑫謂陽氣之兆於地下。) 故不可以鑿地穿井。萬物閉藏、蟄蟲首穴、(⑬首向也。) 故曰德在室。(⑭謂陽氣之在內。) 陽氣極則南至南極、(⑮謂斗杓向南。) 上至朱天、(⑯謂陽氣之升於天上。) 故不可以夷丘上屋。萬物蕃息、五穀兆長、故曰德在野。(⑰謂陽氣之在外。)

⑱ 右第四章、紀刑德之所以巡行。

〔校勘〕

一 「蹠」、北宋本、集解は「蹠」、四庫本は「號」に作る。

二 「也」、道藏本にはなし。

三 「北至北極下至黃泉」、道藏本、北宋本は「下至黃泉北至北極」に作る。

〔書き下し〕

① 繩は直なり。東西南北の正方、故に繩と曰う。  
 ② 鉤は曲なり。正方に非ず、故に鉤と曰う。  
 ③ 報は復なり。陰氣西北に極まり、陽氣東北に発す、故に報徳と曰う。  
 ④ 陽氣東南に壯んにして、陰氣西南に発す、故に背陽と曰う。  
 ⑤ 常羊は不進不退の義なり。  
 ⑥ 蹠は足なるなり。陽の蹄足して始めて將に通ぜんとするの義なり。

- ⑦ 北斗第七星は正北に向く、故に維に中ると曰う。  
 ⑧ 生物の徳有り、故に徳と為す。  
 ⑨ 北斗の杓は正南に向く、故に亦た繩に中ると曰う。  
 ⑩ 陰氣物を殺す、故に刑と為す。  
 ⑪ 斗杓北に向くを謂う。  
 ⑫ 陽氣の地下に兆すを謂う。  
 ⑬ 首は向くなり。  
 ⑭ 陽氣の内在るを謂う。  
 ⑮ 斗杓の南に向くを謂う。  
 ⑯ 陽氣の天上に升るを謂う。  
 ⑰ 陽氣の外に在るを謂う。  
 ⑱ 右第四章、刑徳の巡行する所以を紀す。

〔原文〕

日冬至則水從之、(①陰盛、故水從旺。) 日夏至則火從之、(②陽盛、故火從旺。) 故五月火王<sup>一</sup>而水漏、(③流布本、王作正謬也。漏濕也。陽勝、故水爲之見迫而浮出矣。) 十一月、水王<sup>二</sup>而陰勝。(④王字同前。陰勝、故火爲之見迫而浮出矣。) 陽氣爲火、陰氣爲水。水勝、(⑤水爲陽所勝也。) 故夏至溼、火勝、(⑥火爲陰所勝也。) 故冬至燥。燥故灰<sup>二</sup>輕、溼故灰<sup>二</sup>重。(⑦流布本、二灰皆作炭誤矣。是葭灰之所以飛。暗在于此。) 日冬至、井水盛、盆水溢、(⑧水王故也。) 羊脫毛、(⑨羊音陽。陽獸故以羊名。冬至陽

王、故脫毛。) 麋角解、(⑩注見上。) 鵲始巢。(⑪鵲者陽鳥、故陽生而巢。) 八尺之脩徑<sup>三</sup>、(⑪流布本、誤脫徑字、脩長也。謂表木。) 日中而景丈三尺。(⑫冬至景最長。) 日夏至而硫黃潤<sup>四</sup>、(⑬流布本、硫作流、誤也。硫黃則純陽火石之精、故其性燥而無潤澤、然猶且潤。沉他物乎。) 石精出、(⑭石精蓋草名、未詳。) 蟬始鳴、半夏生、(⑮應其候也。) 蟲蟪不食駒犢、鷓鳥不搏黃口。(⑯萬物長成之時、故禽鳥亦不害其幼。) 八尺之脩徑<sup>五</sup>、(⑰流布本、之下有景字、非也。徑與莖、以音通。) 景六尺五寸。(⑱夏至景最短。) 景脩則陰氣勝、景短則陽氣勝。陰氣勝則爲水、陽氣勝則爲旱。

⑱ 右第五章、紀陰陽消長之爲水旱。

※欄外注

城山按、石精卽石菖蒲也。

〔校勘〕

- 一 道藏本、北宋本、四庫本、集解は「王」を「正」に作る。  
 二 道藏本、北宋本、四庫本、集解は「灰」を「炭」に作る。  
 三 道藏本、北宋本、四庫本、集解には「徑」の字なし。  
 四 道藏本、北宋本、四庫本、集解は「硫黃潤」を「流黃澤」に作る。  
 五 道藏本、北宋本、四庫本、集解は「脩徑」を「景脩」に作る。

る。

六道蔵本、北宋本、四庫本、集解は「景」を「徑」に作る。

〔書き下し〕

- ① 陰盛ん、故に水旺に従う。
- ② 陽盛ん、故に火旺に従う。
- ③ 流布本、王を正に作るは謬なり。漏は湿なり。陽勝つ、故に水之れが為に見迫して浮き出づ。
- ④ 王の字前に同じ。陰勝つ、故に火之れが為に見迫して浮き出づ。
- ⑤ 水は陽の勝つ所と為るなり。
- ⑥ 火は陰の勝つ所と為るなり。
- ⑦ 流布本、二灰の皆炭に作るは誤れり。是れ葭灰の飛ぶ所以なり。暗きは此に在り。
- ⑧ 水王なるが故なり。
- ⑨ 羊、音は陽。陽獸なるが故に羊を以つて名づく。冬至は陽王たり、故に脱毛す。
- ⑨ 注は上を見よ。
- ⑩ 鵠は陽鳥なり、故に陽生じて巢くう。
- ⑪ 流布本、誤りて徑の字を脱す。脩は長なり。表木を謂う。
- ⑫ 冬至の景最も長し。
- ⑬ 流布本、硫を流に作るは、誤りなり。硫黄は則ち純陽、火

石の精、故に其の性燥にして潤沢無し、然れども猶お且つ潤なり。況んや他物をや。

⑭ 石精は蓋し草の名なり、未詳。

⑮ 其の候に応ずるなり。

⑯ 万物長成の時、故に禽鳥も亦た其の幼を害せず。

⑰ 流布本、之の下に景の字有るは、非なり。徑と葦と、音を以つて通ず。

⑱ 夏至の景最も短し。

⑲ 右第五章、陰陽消長の水旱を為すを紀す。

※欄外注

城山按ずるに、石精は即ち石菖蒲なり。

〔原文〕

陰陽刑德有七舍。何謂七舍、室堂庭門巷術野。(①術音遂。) 十一月(②流布本作十二月誤。) 德居室三十日。先日至十五日、後日至十五日而徙所居各三十日。(③刑德各三十日也。) 德在室則刑在野。(④謂十一月。) 德在堂則刑在術。(⑤謂十二月。) 德在庭則刑在巷。(⑥謂正月。) 陰陽相德則刑德合門。(⑦謂二月八月。) 八月二月陰陽氣均、日夜分平、故曰刑德合門。(⑧謂春秋二分。) 德南則生、(⑨太氏室爲北、野爲南。德始于室、刑始于野。從十一月至四月、德南、故物生。) 刑南則殺、(⑩從五月至



十月刑南、故物殺。)故二月會而萬物生、八月會而草木死。(①  
德南故生、刑南故死。)兩維之間、(②從東北至東南、爲兩維之  
間。)九十一度<sup>三</sup>十六分度之五而升、(③十六分度五、則爲三一  
二五。升者謂刑德之互相南也。)日行一度、(④謂刑德之日行。  
十五日爲一節、以生二十四時之變。(⑤)下云、北斗之神有雌雄、  
雄左行、雌右行、五月合午謀刑、十一月合子謀德。)

⑯右第六章、紀刑德之所以主二十四氣。

〔校勘〕

- 一 道藏本、北宋本、四庫本、集解は「十一」を「十二」に作る。
- 二 道藏本、北宋本、四庫本、集解には「故」のあとに「日」の字あり。
- 三 道藏本、北宋本には「度」の後「也」の字あり。

〔書き下し〕

- ① 術、音は遂。
- ② 流布本、十二月に作るは誤れり。
- ③ 刑德は各おの三十日なり。
- ④ 十一月を謂う。
- ⑤ 十二月を謂う。
- ⑥ 正月を謂う。

- ⑦ 二月八月を謂う。
- ⑧ 春秋二分を謂う。
- ⑨ 太氏室を北と爲し、野を南と爲す。德は室に始まり、刑は野に始まる。十一月より四月に至るまで、德南す、故に物生ず。
- ⑩ 五月より十月に至るまで刑南す、故に物殺す。
- ⑪ 德南するが故に生じ、刑南するが故に死す。
- ⑫ 東北より東南に至るまでを、兩維の間と爲す。
- ⑬ 十六分度五は、則ち三一二五たり。升とは刑德の互いに相

い南するを謂うなり。

- ⑭ 刑德の日行を謂うなり。
- ⑮ 下に云う、北斗の神に雌雄有り、雄は左行し、雌は右行し、五月に午に合し刑を謀り、十一月に子に合し德を謀る。
- ⑯ 右第六章、刑德の二十四氣を主る所以を紀す。

〔原文〕

斗指子則冬至、音比黃鐘。(①律名。)加十五日指癸、(②北東。)則小寒、音比應鐘。(③十月律也。蓋節則二十四、而律則十二、故以應者配之。)加十五日指丑則大寒、音比無射。(④九月律名。)加十五日指報德之維、則越陰在地、故曰、距日冬至四十六日而立春、陽氣凍解、音比南呂。(⑤八月律名。)加十五日指寅則雨水、音比夷則。(⑥七月律名。)加二十五日指甲則雷驚蟄、音

比林鐘。(⑦六月律名。)加十五日指卯中繩、故曰、春分雷行、音比蕤賓。(⑧五月律名。)加十五日指乙則清明風至、音比仲呂。(⑨四月律名。)加十五日指辰則穀雨、音比姑洗。(⑩三月律名。)加十五日指常羊之維則春分盡、故曰、有四十六日而立夏、大風濟、音比夾鐘。(⑪二月律名。)加十五日指巳則小滿、音比太簇。(⑫正月律名。)加十五日指丙則芒種、音比大呂。(⑬十二月律名。)加十五日指午則陽氣極、故曰有四十六日而夏至、音比黃鐘。加十五日指丁則小暑、音比大呂。加十五日指未則大暑、音比大簇。加十五日指背陽之維、則夏分盡、故曰、有四十六日而立秋、涼風至、音比夾鐘。加十五日指申則處暑、音比姑洗。加十五日指庚則白露降、音比仲呂。加十五日指酉中繩、故曰秋分、雷戒蟄、蟲北鄉、音比蕤賓。加十五日指辛則寒露、音比林鐘。加十五日指戌則霜降、音比夷則。加十五日指蹠<sup>三</sup>通之維則秋分盡、故曰、有四十六日而立冬、草木畢死、音比南呂。加十五日指亥則小雪、音比無射。加十五日指壬則大雪、音比應鐘。加十五日指子。(⑭以八節乘四十五、以十五乘二十四、皆三百六十。)故曰、陽生於子、陰生於午。陽生於子、故十一月<sup>四</sup>冬至鶡始加巢、(⑮鵲陽鳥、故冬至加巢。)人氣鐘首。(⑯陽氣以類聚。)陰生於午、故五月爲小刑、齊麥亭廡<sup>五</sup>枯、(⑰陽草逢陰生、故枯。)冬生草木必死。

⑱右第七章、紀二十四時之變。

⑲以上七章、第四段。

〔校勘〕

- 一 「加」の字、北宋本にはなし。
- 二 「大」、道藏本、四庫本、集解は「太」に作る。
- 三 「蹠」、北宋本、集解は「蹠」、四庫本は「號」に作る。
- 四 道藏本、北宋本、四庫本、集解は「月」の下に「日」の字あり。
- 五 道藏本、北宋本、四庫本、集解は「廡」を「歷」に作る。齊はナズナ (Capsella Bursa-pastoris) のことであり、葶廡はイヌナズナ (Draba nemorosa var. hebecarpa) を指す。『本草綱目』卷十六にも見え、「亭歷」に作る。

〔書き下し〕

- ① 律の名。
- ② 北東。
- ③ 十月の律なり。蓋し節は則ち二十四にして、律は則ち十二、故に應ずる者を以て之れを配す。
- ④ 九月の律の名。
- ⑤ 八月の律の名。
- ⑥ 七月の律の名。
- ⑦ 六月の律の名。
- ⑧ 五月の律の名。
- ⑨ 四月の律の名。

- ⑩ 三月の律の名。
- ⑪ 二月の律の名。
- ⑫ 正月の律の名。
- ⑬ 十二月の律の名。
- ⑭ 八節を以て四十五に乘じ、十五を以て二十四に乘じれば、皆な三百六十なり。
- ⑮ 鵠は陽鳥、故に冬至に巢を加う。
- ⑯ 陽気は類を以て聚まる。
- ⑰ 陽草の陰生ずるに逢う、故に枯る。
- ⑱ 右第七章、二十四時の変を紀す。

〔原文〕

- 淮南元年冬、太一在丙子、(①冬立春、即所言年内立春。)冬至甲午、立春丙子。(②去甲午四十二日有丙子。)二陰一陽、成氣二、(③氣二則地氣也。)二陽一陰、成氣三。(④氣三則天氣也。按以淮南元年爲天地初。故有此說。)合氣而爲音、(⑤合氣二氣三則爲五。是五音也。)合陰(⑥合二陰一陰則爲三。是陽也。)而爲陽、(⑦陽數則三。)合陽而爲律。(⑧合三則六。是六律也。)故曰、五音六律、音自倍而爲日、(⑨謂十干。)律自倍而爲辰、(⑩謂十二支。)故日十而辰十二。
- ⑪ 右第一章、紀支干之所以生也。

〔校勘〕

第一章の前に、北宋本、道藏本、四庫本、集解には「斗杓爲小歲、正月建寅月、從左行十二辰。咸池爲大歲、二月建卯月。從右行四仲、終而復始。大歲迎者辱、背者強、左者衰、右者昌、小歲東南則生、西北則殺、不可迎也、而可背也、不可左也、而可右也、其此之謂也。大時者、咸池也。小時者、月建也。天維建元、常以寅始起、右徙、一歲而移一辰、十二歲而大周天、終而復始。」あり。『校正天文訓』では、この箇所は第八段第四章・第五章にあり。

〔書き下し〕

- ① 冬立春は、即ち言う所の年内立春なり。
- ② 甲午を去ること四十二日にして丙子有り。
- ③ 氣二は則ち地氣なり。
- ④ 氣三は則ち天氣なり。按ずるに淮南元年を以て天地の初めと爲す。故に此の説有り。
- ⑤ 氣二氣三を合すれば則ち五たり。是れ五音なり。
- ⑥ 二陰一陰を合すれば則ち三たり。是れ陽なり。
- ⑦ 陽数は則ち三。
- ⑧ 三を合すれば則ち六なり。是れ六律なり。
- ⑨ 十干を謂う。
- ⑩ 十二支を謂う。

⑪ 右第一章、支干の生ずる所以を紀すなり。

〔原文〕

月日行十三度七十六分度之二十六、(①此爲三四二零八。)二十九日九百四十分日之四百九十九爲月、(②蓋九百四十、即古之日法。九百四十分日之四百九十九、即五十三刻零八二零六、言是爲一月。)而以十二月爲歲。歲有餘十日九百四十分日之八百二十七、(③此爲十日八十八刻。)故十九歲而七閏。(④七閏之數、二百日六十七刻二分、以十九乘十日八十八刻之數也。)

⑤ 右第二章、紀月之行度及閏法。

〔校勘〕

一 道藏本、北宋本、四庫本、集解は「九十九」の下に「而」の字あり。

〔書き下し〕

- ① 此れ三四二零八たり。
- ② 蓋し九百四十は、即ち古えの日法なり。九百四十分日の四百九十九は、即ち五十三刻零八二零六、言うところは是れ一月たり。
- ③ 此れ十日八十八刻たり。
- ④ 七閏の日数は、二百日六十七刻二分、十九を以て十日八十

八刻に乗じるの数なり。

⑤ 右第二章、月之行度及び閏法を紀す。

〔原文〕

日冬至子午、夏至卯酉。(①從子至卯三日、從午至酉亦三日。)冬至加三日、則夏至之日也。(②冬至後三日、則明年夏至之日。)歲遷六日、終而復始。(③一歲三百六十六日、故遷六日。)壬午冬至、甲子受制、(④從壬午冬至、四十二日得甲子立春。)木用事火烟青。(⑤春爲木行、故其色青。)七十二日丙子受制、(⑥從甲子立春、七十二日、得丙子立夏。)火用事火烟赤。(⑦夏爲火行、故其色赤。)七十二日戊子受制、(⑧從丙子立夏、七十二日得戊子土用。夫四季有土用、各十八、以四乘十八則七十二。而土爲中央、故婦之夏晚。)土用事火烟黃。(⑨土色黃、故烟亦黃。)七十二日庚子受制、(⑩從戊子至庚子立秋、亦七十二日。)金用事火烟白。(⑪秋爲金行、其色白。)七十二日壬子受制、(⑫從庚子至壬子立冬、亦七十二日。)水用事火烟黑。(⑬冬爲水行、故烟亦黑。)七十二日而歲終、(⑭以七十二乘五則爲三百六十、故歲終。)庚午一受制。(⑮流布本、午作子非也。從甲子至庚午隔六日。)歲遷六日、(⑯說所以遷也。)以數推之、七十歲而復至甲子。(⑰以六乘七則四十二、從壬午至甲子亦四十二、故七十歲而得甲子冬至。)

⑱ 右第三章、紀冬至之行。

〔校勘〕

- 一 道藏本、北宋本、四庫本、集解は「午」を「子」に作る。集解は王引之の「庚午受制」にすべしという城山と同じ説を引く。

〔書き下し〕

- ① 子より卯に至るまで三日、午より酉に至るまで亦た三日。
- ② 冬至の後三日は、則ち明年夏至の日。
- ③ 一歳は三百六十六日、故に六日を遷る。
- ④ 壬午冬至より、四十二日にして甲子立春を得。
- ⑤ 春を木の行りと為す、故に其の色青。
- ⑥ 甲子立春より、七十二日にして、丙子立夏を得。
- ⑦ 夏を火の行りと為す、故に其の色赤。
- ⑧ 丙子立夏より、七十二日にして戊子土用を得。夫れ四季に土用有り、各おの十八、四を以て十八に乗じれば則ち七十二。而して土は中央たり、故に之れを夏の晩に帰す。
- ⑨ 土の色黄、故に烟も亦た黄。
- ⑩ 戊子より庚子立秋に至るまで、亦た七十二日なり。
- ⑪ 秋を金の行りと為す、其の色白。
- ⑫ 庚子より壬子立冬に至るまで、亦た七十二日なり。
- ⑬ 冬を水の行りと為す、故に烟も亦た黒。
- ⑭ 七十二を以て五に乗じれば則ち三百六十と為る、故に歳終

う。

- ⑮ 流布本、午を子に作るは非なり。甲子より庚午に至るまで六日を隔つ。
- ⑯ 遷る所以を説くなり。
- ⑰ 六を以て七に乗じれば則ち四十二、壬午より甲子に至るまで亦た四十二、故に七十歳にして甲子冬至を得。
- ⑱ 右第三章、冬至の行を紀す。

〔原文〕

甲子受制、則行柔惠、挺群禁、開闔扇、（①闔閉、扇扇也。）通障塞、母伐木。（②甲木也、發生之德也。）丙子受制、則舉賢良、賞有功、立封侯、出貨財。（③丙火也、明察之德也。）戊子受制、則「養老鰥」、行糴鬻、施恩澤。（④戊土也、長養之德也。流布本、鰥下有寡字非。）庚子受制、則繕牆垣、修城廓、（⑤庚金也、武毅之德也。）壬子受制、飾兵甲、儆百官、誅不法。（⑥壬水也、閉固之德也。）

⑦右第四章、紀應時政之事。

〔校勘〕

- 一 「則」、城山は右に小字で付す。
- 二 道藏本、北宋本、四庫本、集解は「鰥」の下に「寡」の字

あり。

三 道藏本、北宋本、集解は「廓」を「郭」に作る。  
四 道藏本、北宋本は「刑罰」を「罰刑」に作る。

〔書き下し〕

- ① 闔は閉づ、扇は扇かみなきなり。
- ② 甲は木なり、發生の徳なり。
- ③ 丙は火なり、明察の徳なり。
- ④ 戊は土なり、長養の徳なり。流布本、鰥の下に寡の字有るは非なり。
- ⑤ 庚は金なり、武毅の徳なり。
- ⑥ 壬は水なり、閉固の徳なり。
- ⑦ 右第四章、時政に應ずるの事を紀す。

〔原文〕

甲子氣燥濁、丙子氣燥陽、戊子氣溼濁、庚子氣燥塞<sup>二</sup>、壬子氣清寒。(①以上述五行之性、以爲下占歲之伏。) 丙子干甲子、蟄蟲早出、故雷早行。(②丙子歲之春、則爲火制木、故其應有如是之事。) 戊子干甲子、胎天卵三、鳥蟲多傷。(③戊子歲之春、則爲土制木、故其應有如是之事。) 庚子干甲子、有兵。(④庚子歲之春、則爲金制木、故其應如是。) 壬子干甲子、春有霜。(⑤壬子之春、則爲水制木、故其應如是。) 戊子干丙子、霽。(⑥戊子

之夏、則爲土制火、故其應如是。) 庚子干丙子、夷。(⑦庚子之夏、則爲金制火、故其應如是。) 壬子干丙子、雹。(⑧壬子之夏、則爲水制火、故其應如是。) 甲子干丙子、地動。(⑨甲子之夏、則爲木制火、故其應如是。) 庚子干戊子、五穀有殃。(⑩庚子之土、則爲金制土、故其應如是。) 壬子干戊子、夏寒雨霜。(⑪壬子之土、則爲水制土、故其應如是。) 甲子干戊子、介蟲不爲。(⑫甲子之土、則爲木制土、故其應如是。) 丙子干戊子、大旱、菘封燠。(⑬丙子之土、則爲火制土、故其應如是。) 壬子干庚子、大剛、魚不爲。(⑭壬子之秋、則爲水制金、故其應如是。) 甲子干庚子、草木再死再生。(⑮甲子之秋、則爲木制金、故其應如是。) 丙子干庚子、草木復榮。(⑯丙子之秋、則爲火制金、故其應如是。) 戊子干庚子、或存或亡。(⑰戊子之秋、則爲土制金、故其應如是。) 甲子干壬子、冬乃不藏。(⑱甲子之冬、則爲木制水、故其應如是。) 丙子干壬子、星墜<sup>四</sup>。(⑲丙子之冬、則爲火制水、故其應如是。) 戊子干壬子、蟄蟲冬出其鄉。(⑳戊子之冬、則爲土制水、故其應如是。) 庚子干壬子、冬雷其鄉。(㉑庚子之冬、則爲金制水、故其應如是。)

⑳右第五章、紀因支干占歲。

〔校勘〕

- 一 道藏本、北宋本、四庫本、集解は「塞」を「寒」に作る。
- 二 四庫本、集解は「暇」を「暇」に作る。

三 道藏本、北宋本、四庫本、集解は「子」の下に「歲」の字あり。

四 集解は「墜」を「隊」に作る。

〔書き下し〕

- ① 以上五行の性を述ぶるは、以為えらく下に歳の伏を占えはなり。
- ② 丙子の歳の春は、則ち火の為に木を制す、故に其の応是くの如きの事有り。
- ③ 戊子の歳の春は、則ち土の為に木を制す、故に其の応是くの如きの事有り。
- ④ 庚子の歳の春は、則ち金の為に木を制す、故に其の応是くの如し。
- ⑤ 壬子の春は、則ち水の為に木を制す、故に其の応是くの如し。
- ⑥ 戊子の夏は、則ち土の為に火を制す、故に其の応是くの如し。
- ⑦ 庚子の夏は、則ち金の為に火を制す、故に其の応是くの如し。
- ⑧ 壬子の夏は、則ち水の為に火を制す、故に其の応是くの如し。
- ⑨ 甲子の夏は、則ち木の為に火を制す、故に其の応是くの如し。
- ⑩ 庚子の土は、則ち金の為に土を制す、故に其の応是くの如し。
- ⑪ 壬子の土は、則ち水の為に土を制す、故に其の応是くの如し。
- ⑫ 甲子の土は、則ち木の為に土を制す、故に其の応是くの如し。
- ⑬ 丙子の土は、則ち火の為に土を制す、故に其の応是くの如し。

- ⑭ 壬子の秋は、則ち水の為に金を制す、故に其の応是くの如し。
- ⑮ 甲子の秋は、則ち木の為に金を制す、故に其の応是くの如し。
- ⑯ 丙子の秋は、則ち火の為に金を制す、故に其の応是くの如し。
- ⑰ 戊子の秋は、則ち土の為に金を制す、故に其の応是くの如し。
- ⑱ 甲子の冬は、則ち木の為に水を制す、故に其の応是くの如し。
- ⑲ 丙子の冬は、則ち火の為に水を制す、故に其の応是くの如し。
- ⑳ 戊子の冬は、則ち土の為に水を制す、故に其の応是くの如し。
- ㉑ 庚子の冬は、則ち金の為に水を制す、故に其の応是くの如し。
- ㉒ 右第五章、支干に因りて歳を占を紀す。

〔原文〕

季春<sup>仲</sup>三月<sup>二</sup>豐隆乃出、以將其雨。(①豐隆雷神。)至季<sup>仲</sup>一秋<sup>八</sup>三月、  
收<sup>發</sup>其殺、百蟲蟄伏、靜居閉戶。季秋<sup>十</sup>三月<sup>三</sup>、(②流布本、無季字、恐非也。季秋三月謂九月。)地氣不藏<sup>收</sup>二乃  
三月四字、非也。)青女乃出、以降霜雪。(④青女、霜神也。)行  
十二時之氣、以至于仲春二月之夕、乃收<sup>發</sup>其藏、而閉其寒、女夷  
鼓歌、以司天和、以長百穀禽鳥草木。(⑤女夷陽和之神。)孟夏  
之月以熟穀禾、雄鳩長鳴爲帝候歲。是故天不發其陰則萬物不生、  
(⑥應上季冬三月青女乃出云々。)地不發其陽則萬物不成。(⑦應  
上季春三月豐隆乃出云々。)

⑧右第六章、紀因春占秋、因冬占春。

⑨以上第五段。

※欄外注

城山、「季春三月」當作「仲春二月」。月令云、「仲春之月、雷乃發聲、始電」、是也。「季秋三月」當作「仲秋八月」。「地氣不藏、乃收其殺」、當作「地氣收藏、乃發其殺」。月令云、「仲秋之月、蟄蟲坏戸殺氣浸盛。又孟冬之月、命有司曰天氣上騰、地氣下降、天地不通、閉塞而成冬」、是也。

「乃收其藏」、當作「發其藏」。月令云、「孟春之月、天氣下降、地氣上騰、天地和同、草木萌動」、是也。

〔校勘〕

- 一 「季」の字、道藏本、北宋本、四庫本、集解にはなし。
- 二 「不藏」の左に小字で「下字誤」とあり。
- 三 「季冬三月」の四字、道藏本、北宋本、四庫本、集解にはなし。

〔書き下し〕

- ① 豊隆は雷神。
- ② 流布本、季の字無きは、恐らくは非なり。季秋三月は九月を謂う。
- ③ 流布本、季冬三月の四字を脱するは、非なり。
- ④ 青女は、霜神なり。

- ⑤ 女夷は陽和の神。
- ⑥ 上の季冬三月青女乃ち出づ云々に応ず。
- ⑦ 上の季春三月豊隆乃ち出づ云々に応ず。
- ⑧ 右第六章、春に困りて秋を占い、冬に困りて春を占を紀す。以上第五段。
- ⑨

※欄外注

城山、「季春三月」は当に「仲春二月」に作るべし。「月令」に云う、「仲春の月、雷乃ち声を發し、始めて電す」は、是れなり。「季秋三月」は当に「仲秋八月」に作るべし。「地氣藏せず、乃ち其の殺を収む」は、当に「地氣收藏すれば、乃ち其の殺を發す」に作るべし。「月令」に云う、「仲秋の月、蟄蟲戸を坏ぎ殺氣浸盛す。又た孟冬の月、有司に命じて曰く、天氣上騰し、地氣下降し、天地通ぜず、閉塞して冬を成す」は、是れなり。

「乃ち其の藏を収む」は、当に「其の藏を發す」に作るべし。「月令」に云う、「孟春の月、天氣下降し、地氣上騰し、天地和同し、草木萌動す」は、是れなり。

二 流布本の検討

『校正天文訓』の注には、「流布本」の語が何度か見える。流布



本との文字の異同について言及しており、計五十八箇所ある。流布本は当時通行していた『淮南子』のテキストを指すと考えられるが、それでは、この流布本は具体的にどのテキストを指すのであろうか。流布本のテキストを特定するため、訳注で校勘に用いた正統道藏本、北宋小字本（四部叢刊本）、文淵閣四庫全書本、劉文典『淮南鴻烈集解』（うち集解は城山没後のテキスト）以外に、茅坤校訂本、宋達吉本との文字の異同を確認した。さらに、城山が実見し得た和刻本として、茅坤校訂本にもとづき日本で刊行された次の三テキストとも比較した。

『淮南鴻烈解』二十一卷、寛文四年（一六六四）

鵜飼信之訓点（京都・前川権兵衛刊）

『改正淮南鴻烈解』二十一卷、寛政十年（一七九八）

宇野成之等校（京都・額田勝兵衛・額田正三郎等刊）

『改正淮南鴻烈解』二十一卷、寛政十年（一七九八）

闕名標注（浪花書林刊）

その結果、大きな相違として次の二点を確認できた。

第三段第四章の「紫宮者、太一之居也」について、城山は「流布本、宮作官非也」と述べる。紫宮は星座名であり、紫宮と書かれることはまずない。多くのテキストでも当該箇所は「紫宮」と

書かれていたが、唯一、寛文四年刊本のみが「宮」を「官」に作っていた。これは恐らく刻する際に誤ったと考えられる。

また第四段第四章の「西北爲蹠通之維」、同第七章の「加十五日指蹠通之維、則秋分盡」では、城山はいずれも足偏に虎の「蹠」という字を用いる。ところが、この箇所はテキストによって微妙に字が異なっており、四庫本は「蹠」、他のほとんどは「蹠」に作る。そんな中、道藏本と寛文四年刊本のみが城山と同じ足偏に虎の字を用いているのである。

他の箇所において、寛文四年刊本と『校正天文訓』との文字の相違も見られるものの、それらはほぼ城山のみが異なっている箇所であり、城山による筆記の誤り、あるいは独自の見解であると考えられる。特に「紫宮」の誤りを敢えて指摘している点からすれば、城山のいう「流布本」は寛文四年に日本で刊行されたテキストを指しているとみて間違いないであろう。寛文四年刊本が当時日本で最も流布していたか否かは定かではないものの、少なくとも広く知られており、城山自身も一般に流布していたと認識した上で用いたといえる。

おわりに

本稿では、江戸時代の儒者中山城山の『校正天文訓』の前半部分について、翻刻・訳注を行うとともに、城山の注に用いられる「流布本」について検討した。

中山城山の天文曆学に対する関心についてはこれまでほとんど知られていなかったが、『校正天文訓』以外にも天文曆学に関する著作を遺しており、関心の高さが窺える。さらに、『校正天文訓』では城山が独自の注を施しており、知識の深さを知ることができよう。

「流布本」については、寛文四年の和刻本であるとの結論を得た。このことは、江戸時代において『淮南子』のどのテキストが広く読まれていたかを知る手がかりとなる。

## 注

- (1) 坂出祥伸「中山城山の『黄帝内景経略注』について」(『人文学論集』第二十九集、二〇一一年)。のち坂出祥伸『江戸期の道教崇拜者たち——谷口一雲・大江文坡・大神貫道・中山城山・平田篤胤』(汲古選書二十二、汲古書院、二〇一五年)に再録。
- (2) 『後漢書』律曆志「春秋保乾図曰、三百年斗曆改憲」など。複数の個所で緯書を引用する。
- (3) 『淮南子』天文訓に「凡二十紀一千五百二十歳大終、日月星辰復始」とある。
- (4) 『史記』に「夫天運三十歳一小變、百年中變、五百載大變。三大變一紀、三紀而大備。此其大數也。為國者必貫三五」とある。
- (5) 五人の霸主。春秋の五霸(組み合わせは複数ある)を指す場合と、夏の昆吾、殷の大彭、豕韋、周斉の桓公、晋の文公を指す場合がある。
- (6) 前漢の落下閔のことであろう。太初曆を制定する際、落下閔が天文観測儀器である渾天儀を用いて天体を観測したという。
- (7) 易・書・詩・礼・楽・春秋。
- (8) 「與」の字、小字で挿入される。

(9) 『大戴礼記』誥志篇。

(10) 食についての議論は、『漢書』律曆志には「至孝成世、劉向総六曆、列是非、作五紀論。向子歆究其微妙、作三統曆及譜以說春秋、推法密要、故述焉。」とある。また、「周道既衰、幽王既喪、天子不能班朔、魯曆不正、以閏餘一之歲為部首。故春秋刺「十一月乙亥朔、日有食之」。於是辰在申、而司曆以為在建戌、史書建亥。哀十二年、亦以建申流火之月為建亥、而怪蟄蟲之不伏也。自文公閏月不告朔、至此百有餘年、莫能正曆數。故子貢欲去其籩羊、孔子愛其禮、而著其法於春秋。經曰、「冬十月朔、日有食之」。傳曰、「不書日、官失之也。天子有日官、諸侯有日御、日官居卿以底日、禮也。日御不失日以授百官於朝。」ともある。

『後漢書』律曆志・劉昭注に「劉子駿造三統曆、以修春秋。春秋日食有甲乙者三十四、而三統曆唯(得)一食、曆術比諸家既最疎。又六千餘歲輒益一日。凡歲當累日為次、而無故益之、此不可行之甚者。班固前代名儒、而謂之最密。非徒班固也、自古以來、諸論春秋者、多述謬誤、或造家術、或用黃帝以來諸曆、以推經傳朔日、皆不(得)諧合。日食於朔、此乃天驗、經傳又書其朔食、可謂得天、而劉、賈諸儒說、皆以為月二日或三日、公違聖人明文。其蔽在於守一元、不與天消息也。余感春秋之事、嘗著曆論、極言曆之通理。其大指曰、天行不息、日月星辰、各運其舍、皆動物也。物動則不一、雖行度大量、可得而限。累日為月、(累月為歲)、以新故相序、不得不有毫毛之差、此自然(之)理也。故春秋日有頰月而食者、(有)曠年不食者、理不得一、而筭守(從)『恆』數、故曆無不有差失也。」とある。

(11) 『史記』天官書に「夫自漢之為天數者、星則唐都、氣則王朔、占歲則魏鮮。故甘、石曆五星法、唯獨熒惑有逆行。逆行所守、及他星逆行、日月薄蝕、皆以為占。」とある。

(12) 『論語』季氏篇。

(13) 中山城山のこと。

(14) 藤澤東咳のこと。

(15) 『詩經』小雅・白華。

(16) 『列子』天瑞篇に「太初」の語がある。

(17) 『易』繫辭上伝。

(18) 『列子』天瑞篇。

(19) 『說文解字』宀部に「宙、舟輿所極覆也」とある。ただし、「天地四方曰宇」については『說文解字』に該当箇所はなく、『玉篇』引「尸子」にある。

(20) 『淮南子』墜形訓の原文では、八寅、八紘それぞれについても詳述する。

(21) 『康熙字典』の雨の項に「大載札」と『春秋元命包』の両者が掲載されており、城山はこれを参照したと考えられる。

(22) 『說文解字』鹿部に「麇牡鹿。從鹿段聲。以夏至解角」とある。

(23) 北宋末の人物。字を農師といい、越州（浙江）山陰の人。『宋史』に列伝がある。『古今韻會舉要』、『洪武正韻』、『留青日札』には、「陸佃曰、麇陽獸。角始生而後護耳」とある。陸佃の著書に「埤雅」があるが、引用箇所は確認できない。

(24) 唐の徐堅等『初学記』には、「蔡邕月令曰、天宮五獸中有大角、軒轅、麒麟之信。凡麟生於火、游於土、故修其母、致其子、五行之精也。視明禮修、則麒麟臻。」とある。

(25) 晋の崔豹『古今注』に、「鯨海魚也。大者長千里、小者數丈。一生數萬子、常以五六月就岸生子、至七八月導從其子還大海中、鼓浪成雷、噴沫成雨、水族驚畏一皆逃匿、莫敢當者。其雌曰鯢、大者亦長千里。眼爲明月珠。」とある。

(26) 宋・羅願『爾雅翼』卷二十四や宋・李昉等『太平御覽』卷八二五には、「春秋文耀鉤曰、商弦絶、蠶含絲」とある。

(27) 『太平御覽』卷八七四には、『尚書大伝』を引いて「爰用五事、建用皇極。一曰貌。貌之不恭、是謂不肅。厥咎狂、厥罰常雨、厥極惡、時則有龜孽、時則有雞禍。次二曰言。言之不從、是謂不乂。厥咎僭、厥罰常陽、厥極憂、時則有妖嬖、時則有介蟲之孽、時則有大禍。次三曰視視

之不明、是謂不哲。厥咎恭、厥罰常燠、厥極疾、時則有草妖、時則有保蟲之孽。次四曰聽。聽之不聰、是謂不謀。厥咎急、厥罰常寒、厥極貧、時則有鼓妖、時則有豕禍。次五曰思。思之不容、是謂不聖。厥咎霧、厥罰常風、厥咎凶、短折、時則有脂夜之妖、時則有華孽、時則有牛禍王之不極、是謂不建。厥咎霧、厥罰常陰、厥極弱、時則有射妖、時則有龍蛇之孽、時則有馬禍、時則有日月亂行、星辰逆行」とある。以下の内容も同様の箇所に見える。

(28) 『說文解字』一部。

(29) 『春秋左氏伝』昭公二十九年。

(30) 『春秋左氏伝』昭公二十九年。

(31) 『史記』天官書。ただし『史記』では、「二星」は「三星」に作る。

(32) 『史記』天官書の正義に「星經云、陰德二星、在紫微宮内、尚書西、主施德惠者、故贊陰德遺惠、周急賑撫。占以不明爲宜、明新君踐極也」とある。また、『佩文韻府』には「星經、陰德二星、以太陰在尚書西」とある。

(33) 『史記』天官書。

(34) 『天経或問』卷二、五星遲疾伏退。

(35) 『史記』天官書。

(36) 『史記』天官書。

(37) 『史記』天官書の索隱に「韓詩云」として引用される。

(38) 『史記』天官書。ただし「凡出東西各五」は、「凡出入東西各五」に作る。

(39) 『史記』天官書。

(40) 『天経或問』卷二に「金水隨日一年一周天」とあり。

(41) 『淮南子』墜形訓。

(42) 『淮南子』墜形訓。

(43) 『五礼通考』卷一九三、『駢字類編』天地門などに引用される。また、『広事類賦』卷一などでは、「天田九星、在牛南、主天子畿内之田」とする。

- (44) 『五礼通考』卷一九三、『駢字類編』采色門などに引用される。
- (45) 『史記』天官書の索隠に「元命包云」として引用される。
- (46) 『駢字類編』天地門は「——(天理)四星、在北斗杓中、為執法官」とする。『五礼通考』卷一九二は「天理四星、在北斗魁中。主賈人牢、為執法官」とする。他の引用では多くは、「中」を「魁」に作る。
- (47) 『史記』天官書。ただし、「危東六星、兩兩相比曰司空」に作る。
- (48) 『佩文韻府』卷五十五、『駢字類編』數目門。他の文献では「開」を「聞」に作る。
- (49) 『史記』天官書の索隠に「春秋合誠圖云、紫微大帝室、太一之精也」として引用される。
- (50) 『史記』天官書の正義。
- (51) 『史記』天官書。
- (52) 『史記』天官書の索隠に引用。
- (53) 『晋書』天文志。
- (54) 『五礼通考』卷一九三。ただし、「宴」を「晏」に作る。『駢字類編』天地門には「——(天門)二星在左角南」とある。
- (55) 『佩文韻府』卷八十三に「執法四星、在太陽首西北、主刑獄之人。又為——(刑政)之官」とある。
- (56) 『史記』天官書。
- (57) 『史記』天官書。
- (58) 『本草綱目』や『神農本草經』等の本草書では随所に石菖蒲の名が見える。『本草綱目』卷十九に詳しい説明あり。抗菌作用があり、鎮静、鎮痛、健胃などに効くとされる。ちなみに、日本の七十二候では、夏至の次候が「菖蒲華」である。
- (59) 紀元前一六五年。
- (60) 『漢書』律曆志では末尾の「六」は「八」になっており、実際は『漢書』が正しい。

# Translation and Commentary of Nakayama Jozan's “Proofreading of the Astronomical Chapter in Huainanzi” (paragraph 1~5) and Investigation of the Popular Edition

TAKAHASHI (MAEHARA) Ayano

I reprinted a preface, an afterword, and Jozan's annotation of Nakayama Jozan's “Proofreading of the Astronomical Chapter in Huainanzi,” as well as translating and annotating these pieces. Furthermore, I studied how certain texts were marked as popular editions.

As a result of comparing several texts, it can be considered that the concept of a popular edition points to books published in Japan in 1664. It is not clear whether this was the most popular in Japan at the time, but at the very least it was widely known, and it can be said that Jozan used it once he recognized that the volume was already in general distribution.

Jozan adds an original note in “Proofreading of the Astronomical Chapter in Huainanzi,” enabling us to get a sense of the depth of his knowledge.

キーワード：山中城山 (NAKAYAMA Jozan)、『淮南子』 (“Huainanzi”)、『校正天文訓』 (“proofreading of the astronomical chapter in Huainanzi”)